

豊後高田市地域防災計画
(風水害等対策編)

豊後高田市防災会議
令和6年2月

目次

第1部 総則

第1章 計画の目的	2
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格と内容	3
第3節 計画の理念	3
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 計画の修正	4
第6節 計画の周知	4
第2章 豊後高田市の地勢	6
第1節 自然条件の特性	7
第2節 社会条件の特性	8
第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	9
第3章 豊後高田市における災害とその特性	11
第1節 豪雨災害・台風	12
第2節 その他の気象災害等	14
第4章 被害の想定	15
第1節 豪雨災害・台風	16
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	17

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等	24
第1節 災害予防の基本的な考え方	25
第2節 災害予防の体系	26
第2章 災害に強いまちづくり	27
第1節 被害の未然防止事業	28
第2節 災害危険区域の対策	34

第3節	防災施設の災害予防管理	35
第4節	都市・地域の防災環境整備	37
第5節	建築物の災害予防	38
第6節	農林水産物の災害予防	40
第7節	防災調査研究の推進	41
第8節	水防防止対策の実施	41
第9節	減災対策協議会	42
第3章	災害に強い人づくり	43
第1節	自主防災組織	45
第2節	防災訓練	48
第3節	防災教育	51
第4節	消防団、ボランティアの育成・強化	54
第5節	要配慮者の安全確保	56
第6節	帰宅困難者の安全確保	62
第7節	地域ごとの避難計画の策定	62
第8節	市民運動の展開	63
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	65
第1節	初動体制の強化	67
第2節	活動体制の確立	68
第3節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	72
第4節	救助物資の備蓄	76

第3部 災害応急対策

第1章	災害応急対策の基本方針等	78
第1節	災害応急対策の基本方針	79
第2節	市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）	79
第2章	活動体制の確立	81
第1節	活動組織	82
第2節	動員配備	85
第3節	通信連絡手段の確保	85
第4節	防災気象情報の収集・伝達	85

第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	88
第6節	災害救助法の適用及び運用	89
第7節	応援要請	92
第8節	自衛隊の災害派遣要請	94
第9節	他機関に対する支援要請	99
第10節	ボランティアとの連携	100
第11節	帰宅困難者対策	102
第12節	応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給	102
第13節	交通確保・輸送対策	103
第14節	広報活動・災害記録活動	107
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	109
第1節	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	110
第2節	水防	110
第3節	避難の指示等及び誘導	111
第4節	救出救助	115
第5節	救急医療活動	118
第6節	消防活動	119
第7節	二次災害の防止活動	120
第4章	被災者の保護・救護のための活動	122
第1節	避難所運営活動	123
第2節	避難所外被災者の支援	126
第3節	食料供給	126
第4節	給水	128
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	129
第6節	医療活動	132
第7節	保健衛生活動	133
第8節	廃棄物処理	134
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び捜索	135
第10節	住宅の供給確保	138
第11節	文教対策	141
第12節	被害調査	143
第13節	社会秩序の維持	143

第14節 被災動物対策	144
第5章 社会基盤の応急対策	146
第4部 災害復旧・復興	
第1章 公共土木施設等の災害復旧	149
第2章 災害義援金の受入れ及び配分	150
第3章 被災者支援に関する各種制度の概要	152
第1節 生活面の支援	153
第2節 事業者への支援	157
第4章 財源確保の対策	159
第5章 激甚災害の指定	160

第1部 総則

- 第1章 計画の目的
- 第2章 豊後高田市の地勢
- 第3章 豊後高田市における災害とその特性
- 第4章 被害の想定
- 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊後高田市における災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって市域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

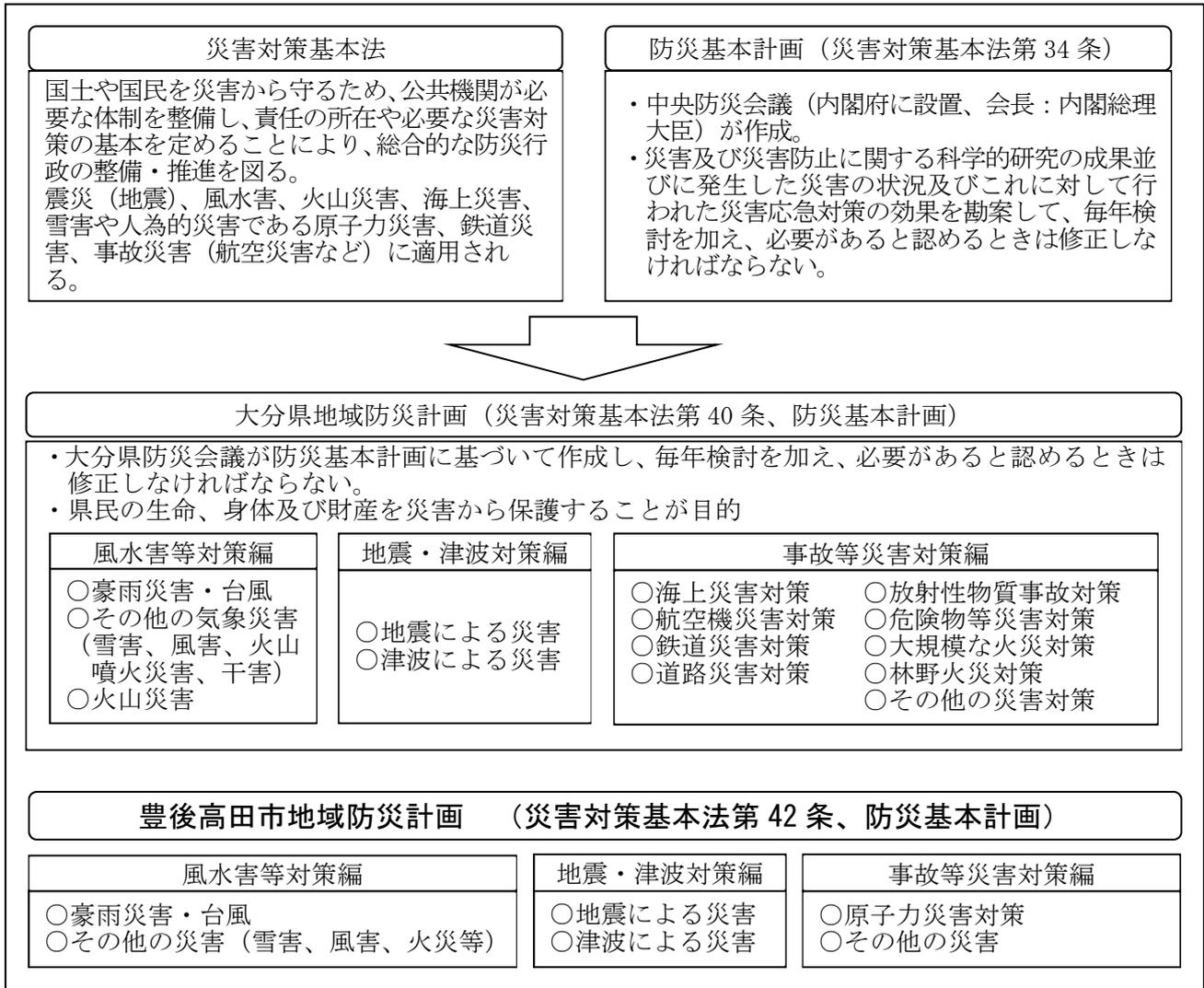
- 1 豊後高田市及び防災関係機関の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- 2 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- 4 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- 5 災害復旧に関する事項
- 6 その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

- 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
 - ・災害に強いまちづくり
 - ・災害に強い人づくり
 - ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
 - ・活動体制の確立
 - ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
 - ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



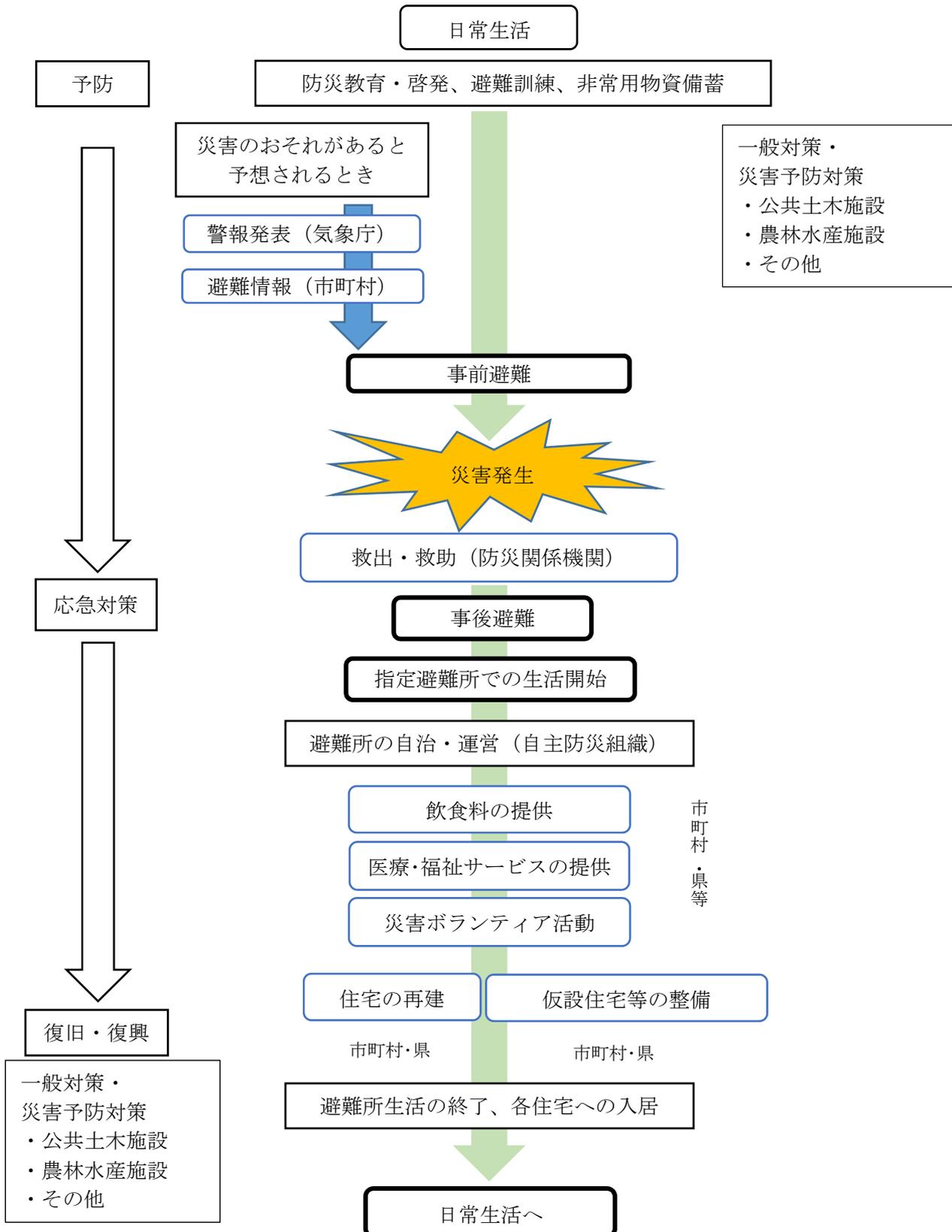
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



第2章 豊後高田市の地勢

- 第1節 自然条件の特性
- 第2節 社会条件の特性
- 第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

第1節 自然条件の特性

豊後高田市の自然条件（地形、地質等）及び社会条件は、以下のとおりである。

1 地勢

大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経 131° 26′、北緯 33° 33′、東西の距離 17.1km、南北の距離 23.2km、総面積 206.24 k m²である。北は周防灘に面し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市とそれぞれ接している。また、大分市まで約 60km、北九州市まで約 90km で、両市に比較的近い距離にあり、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属している。

2 地形

(1) 河川

市内の主要な河川は、高田地区には桂川、真玉地区には真玉川、香々地地区には竹田川が走り、それぞれ周防灘に注がれ河口付近に市街地が形成されている。

さらに、高田地区には農業用ダムが2箇所（並石ダム、丸山ダム）あり、農地の灌がい用水源として大切な役割を果たしている。

(2) 地形

東部から南部にかけては、ハジカミ山、尻付山、両子山や日本三叡山に数えられる西叡山等の山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から放射線状に谷や峰々が伸びた地形となっており、その谷間に耕地や集落が形成されている。また、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富である。

3 地質

豊後高田市の地質を地史上の古い順を見ていくと、次のとおりである。

(1) 鮮新世

凝灰角礫岩等から成る火山碎屑物岩層である耶馬溪層上部層が両子山周辺、南西部の田原山地にかけて分布している。この地層は、浸食を受けやすく、岩峰・急崖などを中心とした耶馬溪式景観を呈し、田染耶馬や天念寺耶馬、夷耶馬と呼ばれる景勝地を形成している。

また、市の東北東にある屋山（八面山）は、筑紫溶岩系の鷲ノ巣岳溶岩により、メサと呼ばれる地形を成し、市の南東部にある西叡山、華岳なども、屋山と同じくメサ・ビュート状の山容を呈しているが、これらは鹿鳴越式溶岩によって形成されている。

(2) 洪積世

礫、砂及び泥から成る沖積層は、桂川、真玉川、竹田川などの流域に分布し、谷底平野を形成している。また、高田、真玉地区の周防灘に面した一部では、干拓地が形成され畑や水田に利用されている。

4 気象条件

夏季は降水量が少なく晴れの日が多いため瀬戸内式気候に、冬季は曇りや雨、雪の日も多いため日本海式気候に近い気候となる。

2018年から2022年までの間の年間降水量の平均は、およそ 1,364mm で、6月～10月頃に多い梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬季は、降雪によって路面が凍結することもある。

台風以外の大雨は、秋雨前線・梅雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。また、大気が不安定な時に起こる雷雨も、総雨量は少ないものの短時間で集中して降る場合もある。

第2節 社会条件の特性

1 人口・世帯数

豊後高田市の人口・世帯数は、令和5年1月末現在、22,131人、10,911世帯である。

また、年齢構成を見ると65歳以上の高齢者の占める割合は、37.9%で、高齢化率が高い。高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに65歳以上の高齢夫婦も多く、風水害等災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障がい者は、高齢者と重複する人も多いと思われるが、障がい者、高齢者及び子供も含めたいわゆる災害時要援護者に対する各地区の避難支援、保護体制などの確立が大きな課題となる。

また、豊後高田市は、昭和の町として全国に広く知られ、昭和30年代の町並みを再現し、商人の心にも、建物の景観にも、その当時のままを持ち合わせている。その懐かしさや思い出を求めて、年間約40万人の観光客が訪れている。

また、海岸部では、長崎鼻の花の岬、真玉海岸の夕陽、日本風景街道、恋叶ロード、山間部では富貴寺をはじめ六郷満山文化の仏教寺院や史跡、国の名勝に指定されている「中山仙境(夷谷)」、中世荘園村落の景観を残す田染荘、世界農業遺産や国東半島峯道ロングトレイル、農家民泊など、国東半島の自然を生かした観光資源が豊富である。さらに、国東半島の自然と世界的アーティストの芸術作品を生かした観光にも取り組んでおり、交流人口の増加も目指している中で、観光客にとっても安全なまちづくりが課題である。

2 建築物

豊後高田市の建築物(附属家等含む)は、令和5年1月現在、22,803棟あり、高田地区にその半数が集中し、立地している。また、木造建築物は、19,803棟となっている。建築物の密集する市街地での火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

3 道路・橋梁

豊後高田市の主要な交通網は、令和5年1月現在、道路では国道213号をはじめとして、主要地方道4路線、一般県道8路線、市道(1級35路線、2級71路線)及び一般市道(713路線)、農道、林道、私道からなっている。

第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

- 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。
- 災害に対応する場合は、特に自然から見た市域の理解が非常に重要になってくる。市域の素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

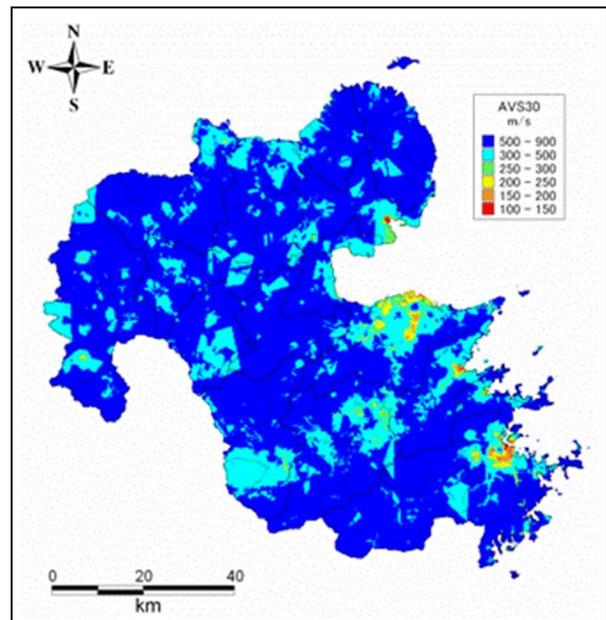
(基本的な視点の例)

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム等の基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

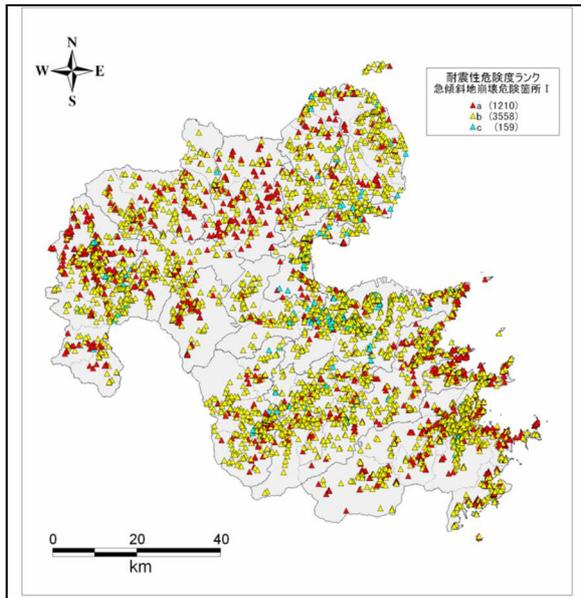
(参考関連図)



大分県の地質図



表層地盤モデル（AVS30）図
(AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる)



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性
危険度ランク分布図

(2) 災害の誘因（地震環境）

○災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

第3章 豊後高田市における災害とその特性

- 第1節 豪雨災害・台風
- 第2節 その他の気象災害等

第1節 豪雨災害・台風

1 気象災害の概要

県下の主な気象災害は下表のとおりである。気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して県下に大きな被害を及ぼしてきた。県下の気象災害の約9割はこれらの大雨による水害・土砂災害であるが、県下の主要河川は改修が進んだため氾濫は少なくなっている。近年では中小河川や都市排水の氾濫あるいは宅地造成地での崖崩れが目立っている。

気象災害発生件数(2011～2020年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					1	2	5	7	8	10			33
梅雨						8	14						22
低気圧(前線)				1			2	2	3	3			11
強風	2			2									4
干ばつ													
ひょう													
霜害													
雪害・凍害	1	1											2
落雷													
暴風雪												1	1
計	3	1		3	1	10	21	9	11	13		1	73

(大分県災害年報による)

2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。特に、平成24年7月九州北部豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒を呼びかけられ、記録的な大雨となった。

また、大雨は梅雨期から台風期にかけて多く発生しているが、10月～3月までの寒侯期にも、県南部では前線によって日降水量100mm～150mmの大雨が降ったこともある。大雨の季節的特徴を以下に示す。

大雨の季節的特徴

4～5月 (春期)	主に中国大陸の南部や台湾付近で発生した低気圧が発達して、九州南岸を通過する時に大雨となることが多い。降水量は県南部と南西部及び国東半島の山間部に多く、北部や東部の沿岸部では少ない。
6～7月 (梅雨期)	梅雨前線が九州中部から北部に停滞し、東シナ海から小低気圧が接近する時に、南西からの湿った空気が山地に沿って上昇しやすい地域は大雨となる。特に県西部地方での降水量が多い。
8～9月 (台風期)	台風の経路によって、沿岸部が大雨になったり、内陸部が大雨になる差はあるが、いずれの場合でも県南部に降水量の多い地域がでる。また本州の南岸に前線が停滞している場合は、台風がはるか南方海上を西進しても、宮崎県北部から県南部にかけては東よりの風による雨雲が流入し、地形効果も重なって局地的に大雨の降る地域がある。
10～11月 (秋期)	本州の南岸に則線帯が発生し、低気圧が前線に沿って九州の南岸を通過する場合、県南東部に雨量が多くなる。その他の地域では大雨にはならない。

3 梅雨の特徴

梅雨期には大災害には至らない場合でも、長雨や豪雨によって局地的な水害等が発生している。大分県における平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃となっている。

梅雨初期では県の南部と西部に多雨域があり、梅雨が進行するにつれてしだいに県中部から西部に移る。6月下旬の最盛期から7月中旬の末期にかけては、西部を中心に雨量が多くなる。特にこの期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。また、県東部には梅雨期による災害は少ない傾向にある。

4 台風の特徴

大分県は全域が台風の常襲地帯に指定されており、年平均約数個の台風が本県に接近、または通過している。

また、台風によって高潮が発生することもある。台風が九州を縦断する場合は、県下の沿岸では強い北東～南東風により、海水が吹き寄せられ、気圧降下による海面の吸い上げ効果と重なって、全沿岸に高潮が発生する。また、台風が豊後水道を北上する場合も、一部に高潮が発生する。別府湾では台風の通過と満潮の時差が2時間以内の場合、高潮災害が発生する可能性が高い。

第2節 その他の気象災害等

1 雪害

県下の降雪期間は12月～3月であり、山間部を除くと大雪となることはほとんどないが、まれに大雪のために農林業・電力施設や交通機関等に大きな被害を及ぼすことがある。過去の事例から大きな雪害は、数年に1回の割合で発生している。

県下で大雪となる気圧配置は次の2つの場合である。

(1) 季節風型(主として12～1月)

低気圧が日本海や北日本で発達し、大陸の寒気が季節風とともに西日本に進入してくる型である。積雪は県の北部と西部に多く、平野では一般に数cm程度であるが、特に寒気が厳しいときは15～30cmに達し、飯田付近では50～100cmも積もることがある。

(2) 気圧型(主として2～3月)

台湾付近や東シナ海南部から低気圧が発達しながら九州南岸付近を通過する型。始めは雨で途中から雪に変わる。積雪が深いのは飯田、久住、由布岳付近で、50cmを越えることもあり南部でも積雪がみられる。雪質が湿性のため、電線への着雪をはじめ、交通、農林業など広い範囲に被害が発生する。

2 風害

県下の風害は突風によるものと季節風によるものに分けられる。季節風は10月から4月の間で、その主な被害は船舶災害である。災害規模は一般に小さくほとんどが3トン以下の小型船に限られるが、まれに30～100トン級の船舶が遭難することがある。特に豊後水道海域の風速は大分の約2倍となる。

突風は春に多く発生し、次いで冬、秋の順で夏にはほとんど発生しない。災害の規模も小さく、農作物と海上における小型船の被害が目立つ程度である。

3 火山噴火災害

県下に分布する活火山は、火山噴火予知連絡会によると、九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳で、火山活動度は九重山及び鶴見岳・伽藍岳がBランクに、由布岳がCランクに分類されている。また、県下に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。

九重山のうち硫黄山が平成7年10月に257年ぶりに噴火し、その後も火山活動を続けているが、火山活動に大きな変化は認められず、静かな状態が続いている。硫黄山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火山ガスの滞留が想定されている。また、大船山が噴火した場合には、噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流の発生が想定されている。

鶴見岳は、昭和49年に赤池噴気孔で周囲に小石を飛ばしたことがあるが、現在は静穏な状態である。また、由布岳も現在は静穏な状態である。両火山とも、噴火した場合には噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流の発生が想定されている。

伽藍岳は平成7年に泥火山が形成されたものの安定した状態が続いているが、噴火した場合には、噴石、降灰、泥流、土石流、火山ガスの滞留が想定されている。

一方、阿蘇山、桜島の噴火の影響で県下に火山灰が降り、農作物に影響を及ぼしている。特に、阿蘇中岳の噴火による降灰では、県南西部の竹田市等の農作物に被害が発生した例がある。

3 干害

近年の異常気象によって梅雨期や台風期に雨が少なく、飲料水や農業用水の不足によって県民生活、農作物への被害が発生している。

第4章 被害の想定

第1節 豪雨災害・台風

第1節 豪雨災害・台風

近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。

- ①昭和55年(1980年)7月の梅雨前線による九州及び山口県の大雨
- ②昭和57年(1982年)7月豪雨
- ③平成2年(1990年)6月29日～7月2日の梅雨前線豪雨
- ④平成3年(1991年)9月27日の台風第19号(日田の最大瞬間風速44.4m/s)
- ⑤平成5年(1993年)台風第13号(大分の日降水量414mm、最大1時間降水量81.5mm)
- ⑥平成9年(1997年)台風19号(宇目の降水量415mm)
- ⑦平成11年(1999年)台風18号(日田の最大瞬間風速45.0m/s)
- ⑧平成17年(2005年)7月の梅雨前線による大雨(椿ヶ鼻の総降水量500mm)
- ⑨平成17年(2005年)台風第14号(湯布院の総降水量726mm)
- ⑩平成24年(2012年)6月30日～7月4日の梅雨前線による大雨(耶馬溪の最大1時間降水量91.0mm)
- ⑪平成24年(2012年)7月九州北部豪雨(11日～14日の期間降水量:日田市462.0mm、竹田市402.0mm)
- ⑫平成29年(2017年)7月九州北部豪雨(5日～15日の期間降水量:日田市402.5mm)
- ⑬平成29年(2017年)9月台風18号(期間降水量:臼杵市465.5mm、佐伯市447.0mm)
- ⑭平成30年(2018年)4月11日中津市耶馬溪町で突如土砂崩れが発生。
- ⑮令和2年(2020年)7月豪雨(期間降水量:日田市1714.5mm)

平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は25回、市町村に災害救助法を適用した事例が7回、死者を伴った事例は26回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。

また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1～2人程度、最も多いもので平成5年の台風第13号と平成30年4月の中津市での土砂災害と令和2年の7月豪雨でそれぞれ6人となっている。大分県において、これら既往の風水害に加え、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市（市長、消防機関、教育委員会）

本市は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) 防災に関する調査研究、教育及び訓練に関すること
- (12) 市域における公共団体及び住民の防災組織の育成指導に関すること
- (13) 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策の調整に関すること
- (14) その他防災に関し、所掌すべきこと。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域に係る防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関すること。
- (4) 水防その他の応急措置に関すること。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関すること。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関すること。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
 - ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
 - エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
 - オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
 - カ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- (2) 九州財務局（大分財務事務所）
 - ア 公共事業等被災施設査定の立会いに関すること。
 - イ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
 - ウ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
 - エ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
- (3) 九州厚生局

- ア 被害状況の情報収集、通報に関する事。
 - イ 災害時における関係職員の現地派遣に関する事。
 - ウ 災害時における関係機関との連絡調整に関する事。
 - エ その他防災に関し、厚生局の所掌すべき事。
- (4) 九州農政局（大分支局）
- ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関する事。
 - イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。
 - ウ 主要食料の安定供給対策に関する事。
 - エ その他防災に関し農政局の所掌すべき事。
- (5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）
- ア 国有林野の治山事業の実施に関する事。
 - イ 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。
 - ウ 国有災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。
 - エ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。
- (6) 九州経済産業局
- ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
 - イ 被災した商工業・鉱業の事業者に対する融資あっせんに関する事。
 - ウ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべき事。
- (7) 九州産業保安監督部
- ア 鉱山における災害の防止に関する事。
 - イ 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
 - ウ 危険物等の保全に関する事。
 - エ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
- (8) 福岡管区気象台（大分地方気象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関する事。
 - ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関する事。
 - エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
 - カ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。
- (9) 第七管区海上保安部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）
- ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。
 - イ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関する事。
 - ウ 地震・津波警報等の伝達に関する事。
 - エ 海難救助及び緊急輸送等に関する事。
 - オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関する事。
 - カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関する事。
 - キ 犯罪の予防・治安の維持等に関する事。
 - ク その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。
- (10) 大阪航空局（大分空港事務所）
- ア 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関する事。
 - イ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関する事。
 - ウ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関する事。
 - エ 航空機の安全運航の向上に関する事。
 - オ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関する事。
 - カ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべき事。

(11) 九州運輸局（大分運輸支局）

- ア 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- エ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
- オ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
- カ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。

(12) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所）

- ア 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- イ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
- ウ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- エ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- オ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の協定に基づく応援に関すること
- カ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関すること。
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ウ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること。
- エ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- オ 非常通信の統制、管理に関すること。
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- イ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

(15) 国土地理院九州地方測量部

- ア 地殻変動の監視に関すること。
- イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

(16) 九州地方環境事務所

- ア 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。
- イ 環境監視体制の支援に関すること。
- ウ 災害廃棄物等の処理対策に関すること。

(17) 九州防衛局

- ア 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。

イ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。

(3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

(4) KDDI株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(5) 株式会社NTTドコモ 九州支社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(6) 日本銀行（大分支店）

ア 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置

エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

オ 各種措置に関する広報

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

ア 医療救護に関すること。

イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。

ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。

エ 義援金の受付と配分に関すること。

オ その他災害救護に必要な業務に関すること。

(8) 日本放送協会（大分放送局）

ア 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。

イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

(9) 日本通運株式会社（大分支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(10) 九州電力株式会社（大分支社）

ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時における電力供給確保に関すること。

ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

管理する道路等の整備・改修に関すること。

(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。

イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

(エ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。

(オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。

(カ) 通信病院による医療救護活動に関すること。

(キ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること。

(ク) その他防災に関し、郵政局の所掌すべきこと。

(13) ソフトバンク株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

(1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

(2) 公益社団法人大分県トラック協会

ア 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

イ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有するものの派遣協力に関すること

(3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社

ア 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

イ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。

(4) 一般社団法人大分県医師会

災害時における助産、医療救護に関すること。

(5) 大分瓦斯株式会社

ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。

ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(6) 一般社団法人大分県エルピーガス協会

ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。

ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(7) 一般社団法人大分県歯科医師会

災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。

(8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

(9) 公益社団法人大分県看護協会

ア 災害時における助産、災害看護に関すること。

イ 災害後の要援護者の支援に関すること。

(10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

災害時における女性の福祉の増進に関すること。

(11) 公益社団法人大分県薬剤師会

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

(12) 一般社団法人大分県建設業協会

ア 災害時における道路啓開に関すること

イ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること

(13) 太平洋セメント株式会社大分工場

災害時における災害廃棄物処理に関すること

(14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

ア 災害ボランティアに関すること。

イ 避難行動要支援者への支援に関すること。

ウ 生活福祉資金の貸付に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第2部 災害予防

- 第1章 災害予防の基本方針等
- 第2章 災害に強いまちづくり
- 第3章 災害に強い人づくり
- 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1章 災害予防の基本方針等

- 第1節 災害予防の基本的な考え方
- 第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

豊後高田市において風水害等から市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して、次の3つに区分することができる。

- (1) 災害に強いまちづくりのための対策
- (2) 災害に強い人づくりのための対策
- (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト対策である。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。

そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策は次のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業の実施）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防、特殊災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化学業を通じて、防災関係機関職員や県民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策は次のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 県民運動の展開

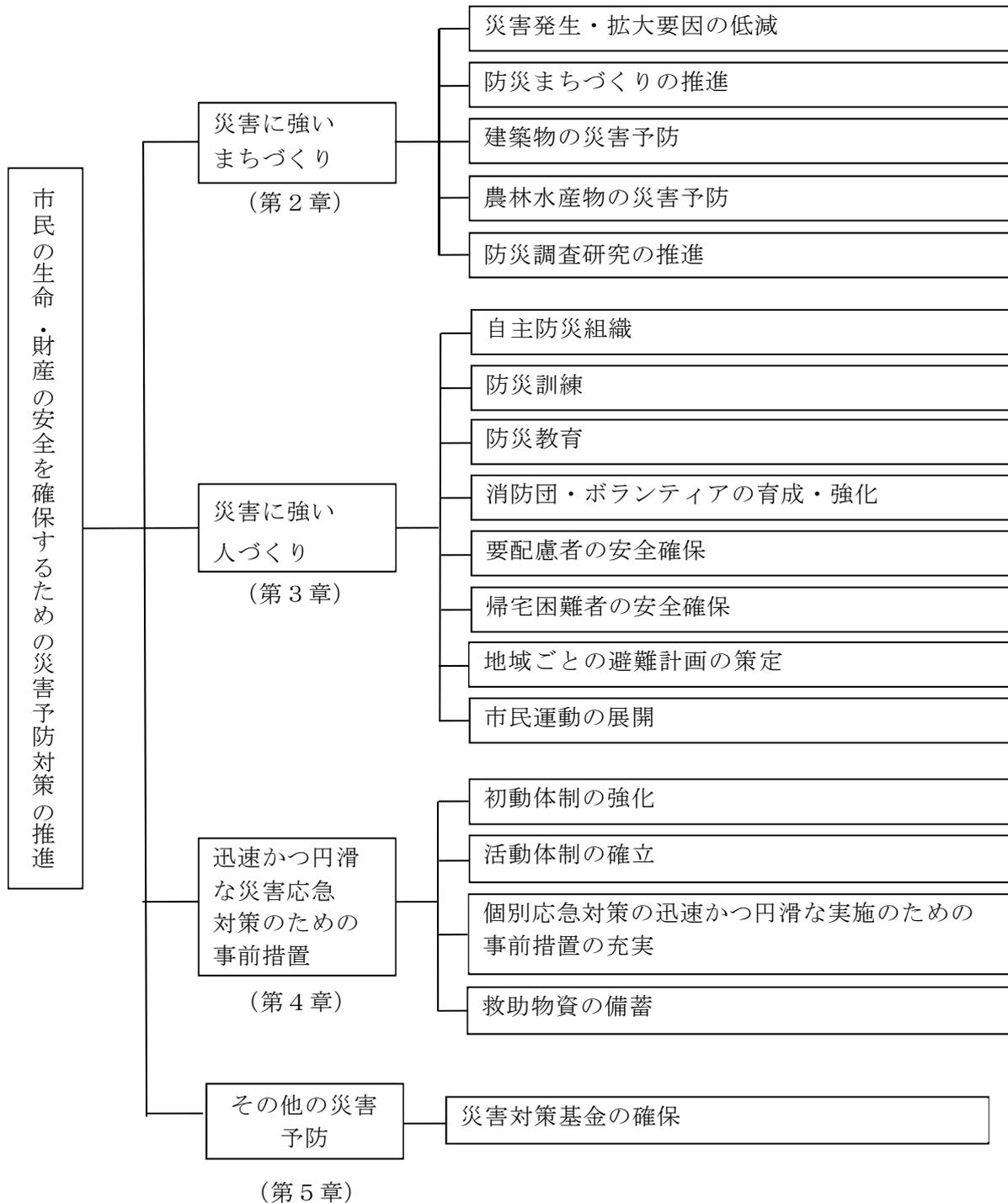
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策は次のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

豊後高田市における災害予防計画の体系図は、以下のとおりである。



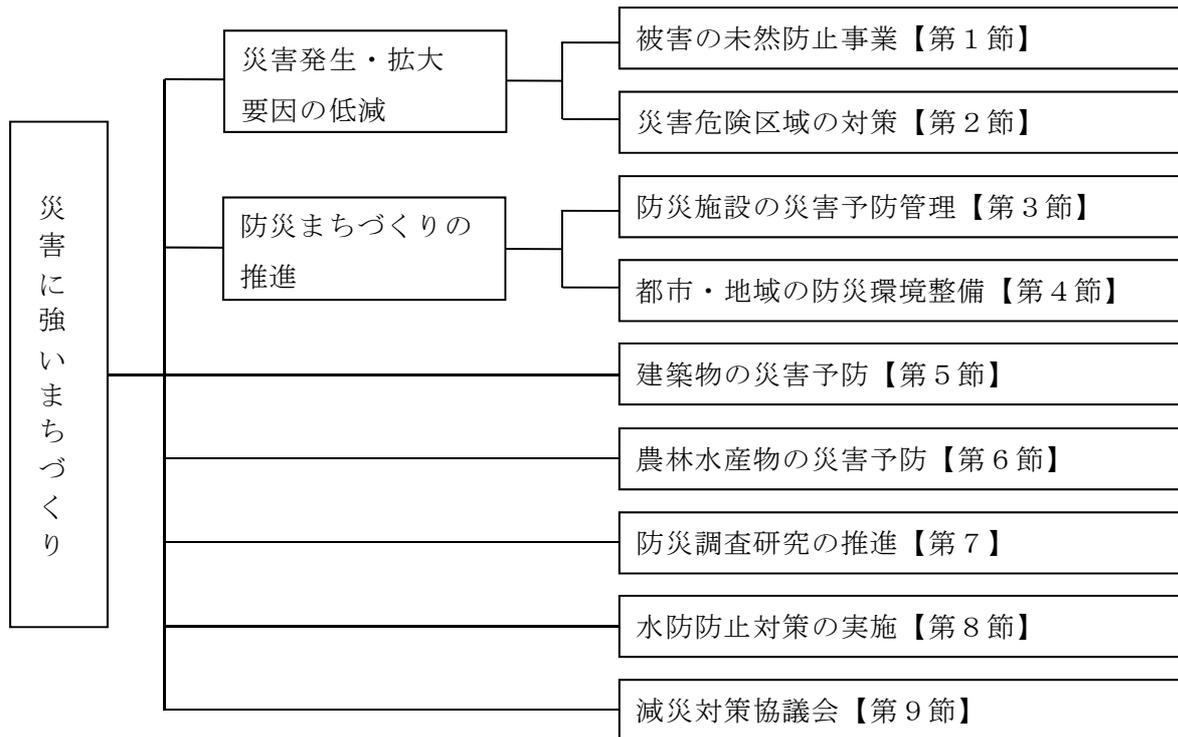
第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物の災害予防
- 第6節 農林水産物の災害予防
- 第7節 防災調査研究の推進
- 第8節 水防防止対策の実施
- 第9節 減災対策協議会

災害に強いまちづくりの基本的な考え方

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりの体系図は、以下のとおりである。



第1節 被害の未然防止事業

風水害等から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 治山事業（国、大分県、豊後高田市）

（1）治山事業の現況

本県の森林面積は、453,000haで県土の71%を占め、うち民有保安林は122,208haでその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は6,955箇所あり、山腹崩壊危険地区は2,729箇所、地すべり危険地区は119箇所、崩壊土砂流出危険地区は4,107箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。

（2）治山事業の基本方針

本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業

計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H31～R5）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。

(3) 治山事業の実施

ア 山地治山

イ 水土保持治山

現在県下には、山地災害危険地区が 6,955 箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。

ウ 水源地域整備

エ 防災林造成

オ 保安林整備

県下に整備されている約 121,418ha の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。

また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。

カ その他

森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等を実施する。

2 土砂災害防止事業（国、大分県、豊後高田市）

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

このため、土砂災害警戒区域等の総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施

ア 要配慮者利用施設、防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。

イ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

ウ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

エ 市町村による急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。

オ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

カ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。

3 河川改修事業（国、大分県、豊後高田市）

(1) 河川の現況

本県の河川のうち河川法（昭和 39 年法律第 167 号）適用並びに準用河川は約 1,150 を数え

る。特に、本県は、平坦部が少なくその面積の約70%が山地であるため、各河川の支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため河川は急流で流域面積も比較的狭小で、山地部と平坦部との境附近においては急に勾配が穏やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、年々河床は上昇している。

最近では災害復旧や改修工事等により漸次改修されつつあるが、なお、未改修のため相当数の河川が出水時に危険な状態になっている。

また、近年、都市部においては河川沿いの低地の宅地開発が進み、内水被害を受ける可能性の高い地域が増加しており、内水対策の重要性がある。

(2) 河川事業の基本方針

河川の改修事業は、各水系に一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業とを十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものである。特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を推進するものとする。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

(3) 河川改修事業の実施

ア 各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、直轄河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金事業等について、別冊大分県地域防災計画資料編の河川整備計画を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分川、大野川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。

イ 多目的ダム等の建設

洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム6ダム、多目的ダム3ダムが完成している。

4 砂防関係事業（国、大分県、豊後高田市）

(1) 砂防関係事業の現況

本県は、面積のうち山林が約70%を占め、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が広がり、国・公立公園地域を形成し、四季おりおりの美しい景観を呈している。また、地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵～八代線と、仏像構造線に連なる津井～木浦線とに区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を示している。

従って、地勢は著しく脆弱化が進み、山腹崩壊や地すべり災害発生の素因となっている。

このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が非常に多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に多くの土砂災害が発生している。

しかし、土砂災害による被害を防止する砂防えん堤など砂防施設の整備状況は、対策が必要な危険箇所の約30%となっており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。

(2) 砂防関係事業の基本方針

土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民の生命や財産を守るため、「砂防えん堤」などのハード対策と「警戒避難体制の強化や土地利用規制」などのソフト対策の両輪で総合的な土砂災害対策を推進する。

ハード対策では、重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。

ソフト対策では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害に関する防災情報の提供や、防災教育等の啓発活動を実施する。

(3) 砂防関連事業の実施

ア 砂防事業

土石流による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。

イ 地すべり対策事業の実施

地すべりによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域において、地質構造の調査や地下水位の観測などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

エ 総合流域防災事業

既存砂防施設の改築や土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査、防災情報を提供する情報基盤システムを整備する。

5 海岸保全事業（国、大分県、豊後高田市）

（1）海岸保全事業の現況

本県の海岸は、総延長 773km に及び、全国第 13 位の広汎な海岸線をもち、これらの海岸線沿いには、姫島を始め豊後水道内に高島、津久見島、無垢島、保戸島、大入島等拾数の島々が数えられている。県北は、周防灘に面した凹入する遠浅の砂丘海岸で台風時には、大きな被害を受けていたが、昭和 25 年、26 年の相つぐ大災害を契機に、海岸堤防が次第に築造され、その被害は大幅に減少している。

なお、国東半島の北部はリアス式海岸で両子山群が直接海岸まで突出して、海蝕崖を形成し、水深も深く小港は多いが絶壁のため好錨地が少ない。

南東部は、単調な砂丘海岸で別府湾に続いている。また、別府湾は本県最大の湾で、国東半島南東部より佐賀関半島北部に至り、いずれも砂丘海岸が多い。なお、湾内には大分川、大野川等の河口に三角州が形成されている。大分市大字佐賀関以南は、豊後水道の沈降海岸で、深い水深と海岸線の出入に富み、典型的なリアス式海岸を形成している。

（2）海岸保全事業の基本方針

高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに関係住民を保護することは産業開発の基本となすものである。既に、国土交通、農林水産の海岸関係省庁の共同で海岸に関する調査が実施され、海岸保全施設整備方針が示されているので、この趣旨にもとづき長期的な視野にたって、海岸堤防の整備を行い、併せて海岸侵食の防止、海岸砂地造林等についてもその推進を図るものとする

（3）海岸保全事業の実施

海岸保全事業は、大分県海岸保全施設整備基本計画により、海岸保全施設が未整備の箇所、天端不足や老朽化等により高潮、浸食対策が必要な箇所について実施するものとする。

6 港湾整備事業（国、大分県、豊後高田市）

（1）港湾整備事業の現況

本県の重要港湾は中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の 5 港であり、ほかに地方港湾として 13 港が県管理港となっている。年々増大する港湾貨物量に対処し、また地域の特性に合致する港湾施設の整備を進めている。

（2）港湾整備事業の基本方針

重要港湾は、県北の物流拠点としての中津港、国際観光港としての別府港、大分地区新産業都市の中核となっている大分港、セメント・石灰石の積出し港としての津久見港、県南の物流拠点としての佐伯港等長期の見通しに立ち早期整備を図る。

地方港湾についても、地域開発の要衝として整備を進めていく。また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため耐震岸壁等の施設の整備を別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港において進める。

（3）港湾整備事業の実施

港湾整備事業は、別冊豊後高田市地域防災計画資料編の計画により整備を促進し、特に過去

の実績及び工業立地による輸送量の増加等を考慮して緊急度の高いものから実施する。

7 海岸整備事業の促進(大分県)

(1) 海岸整備事業の現況

昭和25年(キジヤ)に続く昭和26年(ルース)等の台風により、本県沿岸各地に起こった海面の異状隆起による高潮の著しい被害をうけた沿岸の高潮対策と、海浜の保護と養浜を兼ねた侵食対策の新規計画箇所を計上し、更に沿岸レクリエーション施設の整備を図る環境整備事業を推進している。

(2) 海岸事業の基本方針

ア 豊前豊後沿岸

宇佐海岸を中心とする人家密集地、大規模農地を背後にもつ海岸の堤防、護岸は概略整備されたが、老朽施設の補強と樋門の整備統合、更に防波堤の新設、海浜の利用を考慮した護岸堤等を整備し、大型台風に備え、また、局部的に散在する国道、人家連担地域の海岸線についても護岸、消波工等を設置して民生の安定を図る。

イ 豊後水道西沿岸並びに日向灘沿岸

この地域特有のリアス式海岸線の迂余曲折の多い県道と、それに沿って局部的に散在する人家、農地等を高潮から防御するため、防波護岸、消波工を設け県土の保全を図る。

(3) 各種海岸事業の実施

ア 堤防護岸工

損傷が著しい既設堤防護岸の改良を重点に推進する。

イ 離岸堤・潜堤(人工リーフ)

海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図り、海浜利用も考慮し、離岸堤・潜堤(人工リーフ)の整備を推進する。

8 漁港整備事業(大分県、豊後高田市)

(1) 漁港の現況

県土は、総延長773kmに及ぶ広汎な海岸部をもって海に面し、漁場にも恵まれて沿岸近海漁業が盛んである。

このため、漁港は第1種漁港89港、第2種漁港17港、第3種漁港2港、第4種漁港2港の110港が漁港指定を受けており、近代的な漁港へ順次整備が進められている。

(2) 漁港整備の基本方針

漁港は、水産業の基地であるとともに漁村生活の拠点でもある。したがって、漁港の整備は漁船の係船のみならず各種施設用地の造成も含めて、地域の特性に合わせて長期的観点から実施するものとする。

また、漁港海岸保全は基本計画にのっとり、事業未施工区間の中から危険度の高い、被害の発生しやすい箇所から施工するものとする。

(3) 漁港整備事業の実施

漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき整備されるものであり、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施するものである。

9 道路整備事業(国、大分県、豊後高田市)

(1) 道路の状況

県内の道路は、実延長約18,000kmに達し大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路等、国道10号をはじめとする実延長約3,700kmに達する国道及び県道、並びに市町村道からなる。県土の7割が林野で占められていることから、道路トンネル数は5百箇所を超え、全国一である。

県下の道路網は、行政の中心地大分市と、主要観光地別府市を拠点として国道10号が南北に縦走し、57号及び210号が東西に横断している。また、海岸を197号、213号、217号及び388

号が、山間部を211号、212号、326号、386号、387号、442号、496号、500号及び502号が走り、これらの一般国道と45の主要地方道を軸に、本県の幹線道路網を形成している。

(2) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。

本県では、平成28年3月に大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2015」を策定し、このなかで「生活の安全・安心を高める道路整備」を主要施策の実施方針の1つに掲げ、防災・減災対策として、緊急輸送道路の橋梁耐震化、「大分県道路啓開計画」で選定された道路や災害時に孤立の恐れのある道路ののり面対策を計画しており、それに基づいて道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 道路整備事業の実施

ア 県所管道路整備事業

県は、「大分県地域強靱化計画」や「おおいたの道構想2015」に定めた整備目標の達成等に向け、管理する道路の整備を計画的に推進する。

イ 市町村道整備事業

市町村道の整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。

ウ その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

10 農地防災事業の促進(大分県、豊後高田市)

(1) 農地防災事業の基本方針

ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

(2) 農地防災事業の実施

ア 防災ダム整備事業

洪水調節用のダムの整備

イ ため池等整備事業の実施

災害発生のおそれのあるため池の整備

ウ 用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

エ 農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

オ 地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備

カ 農業用河川工作物等応急対策工事

災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備

キ 地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

ク 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保

11 総合的な土砂災害対策(国、大分県、豊後高田市)

(1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険

性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

ア 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

イ 土砂災害警戒区域等の周知等

(ア) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 市は、「風水害対策編第2部第2章第2節災害危険区域の対策」に基づき、あらかじめ自治区毎に土砂災害警戒区域等や避難場所、避難方向など表示した土砂災害周知避難マップを作成し、住民への周知を実施する。

(ウ) 市は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所についてもその危険性を住民に周知するとともに、地域防災計画に記載する。

ウ 土砂災害警戒情報等の活用

(ア) 大分地方气象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。

県は市単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報に関係市町村に提供する。

(イ) 市は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

(ウ) 県及び市は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえで、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、市町村等防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

エ 土砂災害に係る訓練の実施

「風水害対策編第2部第3章第2節防災訓練」に基づき実施する。

オ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は住民の避難が円滑に行えるよう、「風水害対策編第3部第2章第4節気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等」に基づき情報を収集し、「風水害対策編第3部第3章第1節風水害に関する情報の収集・住民への伝達等」に基づき土砂災害に関する情報等を多様な手段を用いて伝達する。また、伝達手段について住民への周知を図り、主体的な情報入手を促す。日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する

カ 土砂災害の発生時の救出救急業務

「風水害対策編第3部第3章第5節救出救助」に基づき実施する。

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第2節 災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査（大分県、豊後高田市）

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地すべり、噴火災害その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

県及び市町村が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、大分県地域防災計画資料編の

- とおりである。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、大分県地域防災計画資料編のとおりである。
 - (3) 災害危険区域
建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。
 - (4) 地すべり防止区域
地すべり等防止法に基づく指定区域。※豊後高田市指定なし
 - (5) 土砂災害警戒区域等
土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域であり、大分県地域防災計画資料編のとおりである。
 - (6) 保安林及び保安施設地区
森林法第25条及び第41条に基づく指定区域であり、大分県地域防災計画資料編のとおりである。
 - (7) 水防上重点をおくべき区域
第3部第3章第3節「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域であり、大分県地域防災計画資料編のとおりである。
 - (8) 海岸危険区域
海岸法に基づき、海岸保全区域として指定した区域であり、大分県地域防災計画資料編のとおりである。
 - (9) 宅地造成工事規制区域
宅地造成等規制法に基づく指定区域。※豊後高田市指定なし
 - (10) その他災害危険予想箇所
地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、大分県地域防災計画資料編のとおりである。

2 災害危険区域等の対策（大分県、豊後高田市）

- (1) 災害危険区域の指定及び周知公表
県及び市は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。
- (2) 事業の進捗の定期的点検
県及び市は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。
- (3) 警戒避難体制の整備等
県及び市が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、市は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策（国、大分県、豊後高田市）

- (1) 河川施設の維持管理
堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危

陰箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え各水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は特に門扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土俵等も準備しておくものとする。

その他の施設についても氾らん、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3) 通信保護施設の維持管理

通信保護施設の管理については、各関係機関において、次の事項を考慮するものとする。

ア 維持補修要員の確保、専門技術職員の増員配置

イ 維持用物品(平常及び応急用)の確保

(4) 電力保護施設の維持管理

ア 発電設備

屋外機材の破損、流出の防止措置及び建造物の補強を図り、予備電源の点検整備、非常電源の確保、護岸洗掘の防止、防水壁、防水扉、角落とし等の設置による浸水の防止を図る。

なお、貯水池、調整池の水位、低減貯水使用計画の変更、排水ポンプの機能の整備を行う。

イ 送電設備

巡視を強化し、細密点検や障害樹木の伐採等を行う。また、鉄塔及び各支持物の基礎補強並びに地域に応じた碍子の補強を行い、送電設備の整備を図る。

ウ 配電設備

巡視結果に基づき、風水害等に備えた支持物、電線等の補修・補強や、支障樹木の伐採等を実施し、配電設備の整備を図る。

(5) 洪水調整用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和39年法律第167号)のダムに関する特別のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。

種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容
ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態
水門及び捲上機	各部ボルト	3ヵ月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況

(6) 農業用施設の維持管理

農道、溜池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

ア 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

イ 溜池の維持補修

漏水している溜池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行い、豪雨予報の前には、灌漑に支障のない程度の貯水量まで放流し、余裕を大きくしておく。また土俵等を常に準備する。

ウ 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(7) 農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(8) 砂防施設等の管理

「砂防法」により砂防指定地において行為の禁止、制限等を行い、また「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により地すべり防止区域内や急傾斜崩壊危険区域内においても、行為の制限等を行い、指定地内、区域内の砂防施設等の管理を行う。

2 高潮災害予防管理対策（国、大分県、豊後高田市）

(1) 海岸保全施設の維持管理

国土交通省所管の海岸において、海岸法に基づき海岸保全区域を指定し、その区域内における行為の制限即ち土石(砂を含む)の採取、土地の掘さく、盛土及び切土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の管理を行う。

(2) 農地海岸保全施設の維持管理

ア 干拓堤防、海岸堤防の維持管理を厳重に行い、例えば盛土の陥没、堤体の亀裂等を発見した場合は、直ちに補修する。樋門の門扉の管理、補修も定期的に行い、災害に備えて土俵、竹等を準備し万々に備える。

イ 高潮の危険があれば土俵等で補強し、堤防の決壊及び越波により裏盛土が流されるのを防ぐ。

(3) 港湾施設の維持管理

「大分県港湾施設管理条例」により、港湾施設等について使用の許可、使用の禁止、使用許可の取消し又は制限等を行う。また、「港湾区域等における行為の規制に関する規則」により規制を行い、もって港湾施設の維持管理を行う。

(4) 漁港施設の維持管理

「大分県漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土俵等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土俵で補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。

3 雪害予防管理対策（国、大分県、豊後高田市）

(1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。

また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

(2) 電気、鉄道及び通信施設

降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

第4節 都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。

1 都市計画事業の実施

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)の適用を受けている次の市町村について、街路、都市公園、下水道等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の

市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施するものとする。

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市
竹田市	豊後高田市	杵築市	豊後大野市	由布市	宇佐市	国東市
日出町	玖珠町	(14市2町)				

2 宅地造成地の災害予防対策

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。

また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。

3 既成市街地の防災対策

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

(1) 避難路の確保・整備

都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

(2) 防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能の整備を図る。

また、大規模災害時における市の物資輸送拠点施設として、大分県北部中核工業団地を位置づけ、県などから供給される物資の受入れ・仕分を実施する。

(3) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、特別緑地保全地区等の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく融資

(2) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づく融資

(3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和28年法律第63号)に基づく融資

2 特殊建物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

- ア 敷地等の衛生及び安全性の保持
- イ 構造の安全性の確認
- ウ 建築設備、附帯設備の完備

(2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

- ア 消防の用に供する設備の設置
- イ 消防用水の確保と安全
- ウ 消火活動上必要な設備の設置
- エ その他災害予防上必要な設備の設置

(3) 消防査察による指導

- ア 火災発生危険の排除
- イ 火災拡大危険の排除
- ウ 自衛消防組織の確立
- エ 消火設備の適正配置とその保全

(4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
- イ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
- ウ 利用者の避難誘導體制の確立
- エ 定員の管理の厳守
- オ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱い、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
- カ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
- キ 従業者等に対する防災教育及び訓練
- ク 消防機関との連絡

3 文化財の災害予防対策

(1) 文化財防災施設の設置促進

ア 建造物

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

- (ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
- (イ) 火災報知機の完備
- (ウ) 消火器の完備
- (エ) 防火用水そうの整備
- (オ) 避雷針の完備

(カ) 電气的安全度の検査の実施

イ 彫刻、工芸品及び石造美術

- (ア) 収蔵庫の建設
- (イ) 岩盤補強、履屋建設

(2) 文化財防災施設の維持管理

ア 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火

- 器の点検を恒常的に実施する
イ それぞれの文化財所在市単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

第6節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策

(1) 農産物の被害防止対策の推進

農作物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壤保全・その他の営農指導に努める。

そのため、農作物や災害の種類に応じたそれぞれの分野において、災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等、以下のような技術開発や農地保全に関する試験研究を一層推進し、技術的対策方法を開発・普及する。

- ア 気象情報や衛星データ（ひまわり）を活用した災害予防
- イ 気象災害に強い農作物の品種や土壤の改良
- ウ 施設栽培等による気象災害防止技術の開発
- エ 土壤保全、土壤流出防止技術の開発

(2) 防災事業等の実施

農地防災事業、農地保全事業、を計画的に推進することを基本として、風水害、火山噴火災害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については各管理主体に施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3) 防災営農指導体制の確立

防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や火山噴火、地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

2 林産物の災害予防対策

(1) 病害虫等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病害虫などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は県内では昭和40年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努める。

また、近年はシカによる植栽木等の被害が県下各地で発生している。このため、捕獲を推進することにより、早期に適正頭数へ誘導し、被害の軽減に努める。

(2) その他の対策

気象災害、対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

3 水産物の災害予防対策

(1) 水産物の防災対策

水産物は、高潮や津波のほか水温や比重の急激な変化によっても多大な被害をこうむる。従って、海面養殖施設の設置場所選定には意を配り、気象状況の変化を的確に把握し、適切な処置をとるものとする。

(2) 水産物保護事業の実施

のり養殖、真珠養殖、かき養殖等の養殖施設は、常時監視を行う必要があるため海況観測所等を設置する。

また、養殖施設の移動、避難場所等を設定して災害時に備えるとともに、各養殖施設と試験研究機関との連絡を密にするため、有線（無線）通信施設の設置及び警報設備等を設置する。

（3）水産関係施設の維持管理

養殖施設の監視を常時行い、破損部分等については適宜補強し、災害時の流失、破損等を防止する。特に施設の間隔は余裕をもってあけ、波浪による接触を防止するよう留意する。

また、漁船、漁具等の安全地帯への避難については平常より指定場所を検討し、警報等発表時には適切な処置が講ぜられるように準備する。

第7節 防災調査研究の推進

県・市・関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

大分県の風水害及び火山噴火災害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、火山噴火等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第8節 水防防止対策の実施

国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

1 洪水予報河川の指定

国土交通省又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水の恐れがあるときは、大分地方気象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

2 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

3 水防警報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

4 水位周知海岸の指定

県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定する。

5 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、洪水予報河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。

6 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

7 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8 洪水ハザードマップの作成・普及

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第9節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。

第3章 災害に強い人づくり

- 第1節 自主防災組織
- 第2節 防災訓練
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化
- 第5節 要配慮者の安全確保
- 第6節 帰宅困難者の安全確保
- 第7節 地域ごとの避難計画の策定
- 第8節 市民運動の展開

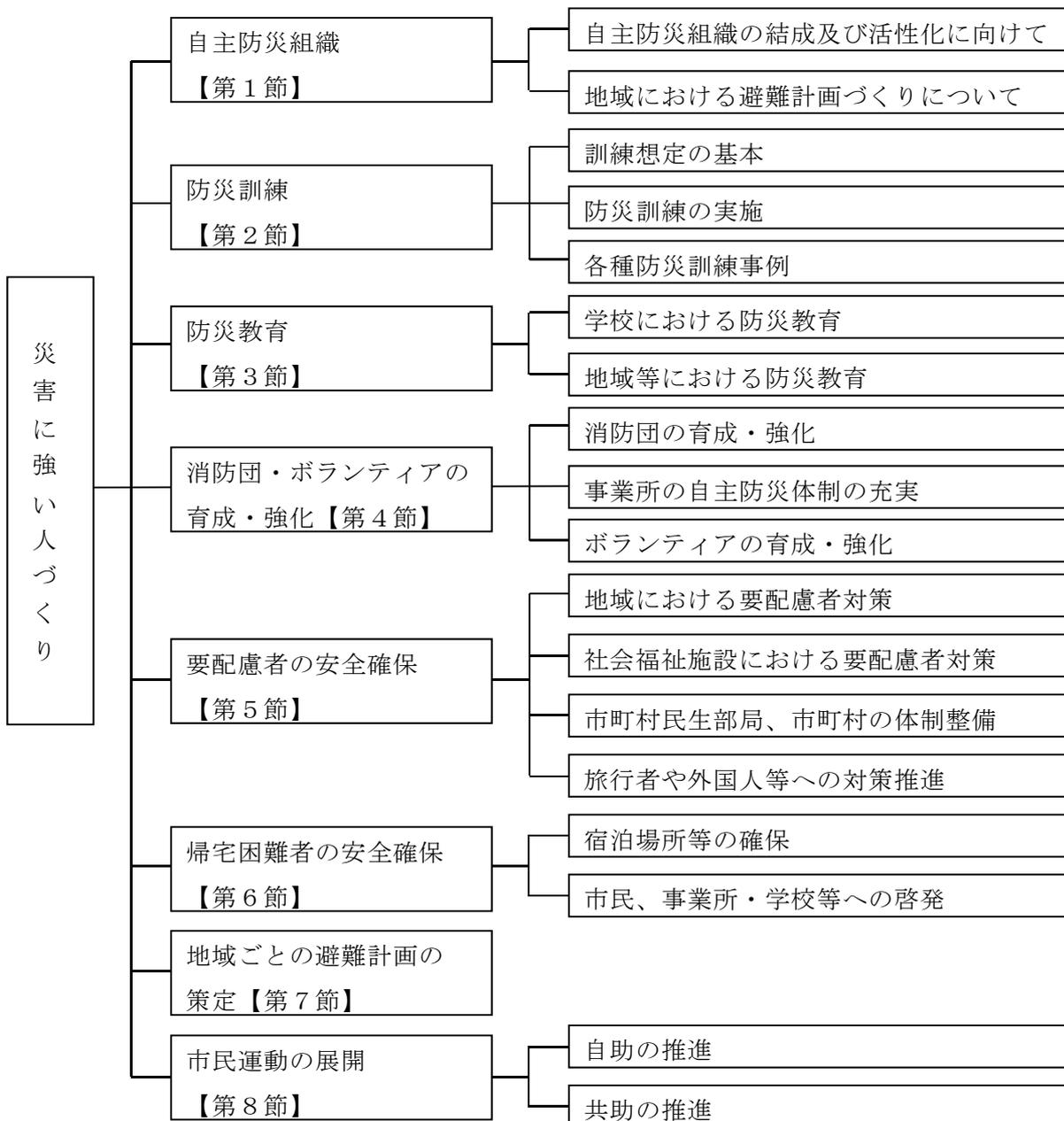
災害に強い人づくりの基本的な考え方

「災害に強い人づくり」は、市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員及び市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市及び消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進に当たっては、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	 ～ 災害発生直後 ～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、災害時要援護者の把握等
発生直後		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。 ～ 災害発生から数日間 ～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 災害時要援護者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警(防犯)活動 ○ 災害時要支援者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

2 豊後高田市の現状と課題

豊後高田市における自主防災組織の数は153組織(令和5年4月1日現在)、組織率は100%となっており、平成25年度より小学校区を単位とした総合防災訓練を実施するとともに、各自主防災組織に防災士を1名以上配置することを目標に防災士の養成にも取り組んでいる。

定期的な防災訓練の実施や防災士の養成などによる地域防災力の強化が課題となっている。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難情報（最大時：約5千2百世帯）を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市民生部局や市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の継続実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施

- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援
- (2) 自主防災組織における防災啓発の促進
 - ・防災アドバイザー派遣の実施
 - ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用
- (3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援
 - ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
 - ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
 - ・避難・救助活動用具購入への支援
- (4) 防災関係機関との連携強化
 - ・自主防災組織活性化センターとの連携
- (5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進
 - ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるため、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

6 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について情報発信に努める。

7 地区防災計画

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の

構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

8 その他

東日本大震災時、内陸部の住民グループが、津波を受けた沿岸部の避難所を支援した。{福島県石川町（内陸部）・いわき市久之浜町（沿岸部）}

これは、久之浜町の地域づくりグループが、同町の「港まつり」に石川町を招くなど、日頃の地域間交流（地域外との「顔」の見えるコミュニケーション）が、緊急時の温かい支援につながったもの。

第2節 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各市の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

2 総合防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、

関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

3 図上訓練の実施

市はおおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実地的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

- (1) 実施場所
市内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。
- (2) 実施時期
訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。
- (3) 参加を求める者の範囲
訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。
- (4) 実施要領
訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。
- (5) その他
その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

4 単独訓練の実施

市及びその他の防災機関はおおむね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

- (1) 実施時期
訓練は個々の防災機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。
- (2) 実施項目
 - ア 災害対策関係職員の非常招集
 - イ 災害対策本部等の設置
 - ウ 災害情報の収集伝達
 - エ 非常無線通信措置
 - オ 職員の災害現場への緊急出動
 - カ 緊急避難措置
 - キ 水防活動
 - ク 消防活動
 - ケ 捜索救出活動
 - コ 医療救護活動
 - サ 救助活動
 - シ 応急復旧活動
 - ス 庁舎等防護活動
 - セ その他
- (3) その他
その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

5 各種防災訓練例

	訓練名	内 容
図	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難情報が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1

上 訓 練		<p>班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班(1班 20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。(検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。</p>
	孤立可能性地域の想定訓練	<p>浸水やがけ崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食糧・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を頭上で想定し、課題抽出と解決策、あらかじめ備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。(図上演習)</p> <p>具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者(沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など)等と協議しながら課題の抽出や事前の取決め等を検討することが望ましい。</p>
実 働 訓 練	資機材取扱い訓練	<p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。</p>
	集団避難訓練	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。</p>
	福祉施設相互の避難(受入れ)訓練	<p>災害時等における相互受け入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。</p> <p>実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入</p>

	所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。
ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練(総合オペレーション訓練)、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて市域の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や避難に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

(ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(イ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、

自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 災害の歴史

イ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 市民に対する防災教育

市は、県や防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、学校等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

キ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

ク 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを

通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

市は、県と連携し、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

市は、県や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

市は、県や防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部は、市や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

ア 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

イ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ウ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団、ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 事業所の自主防災体制の充実

(1) 多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 防災訓練、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ 防災要員の配備

エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会・大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、災害救助法の適用を受け大分県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活

動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5節 要配慮者の安全確保

災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿の作成及び避難行動要支援者を含む高齢者、障がい者、乳児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保や支援を行うための計画を定めるものである。

1 地域における要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府）」に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援等については、別に定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住し生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (ウ) 療育手帳A1・A2を所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 難病患者の内、特定医療費（指定難病）の対象となる者で保健所が名簿への記載の同意を得た者
- (カ) 上記以外で、自治委員、民生委員・児童委員等から特に支援が必要と認められた者

イ 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に必要な個人情報は次のとおりとし、名簿を作成するに当たり、次に掲げる入手方法を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、名簿に掲載される者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

(ア) 名簿記載事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・電話番号及び携帯番号
- ・住所
- ・同居者の有無
- ・避難支援等を必要とする事由

(イ) 入手方法

- ・要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。

- ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、大分県北部保健所豊後高田保健部からの情報提供等により把握する。
- ・自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

ウ 名簿の更新

名簿については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

エ 名簿情報の提供

(ア) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供することができる。

「避難支援等関係者」

- ・自治委員
- ・民生委員・児童委員
- ・自主防災組織（自治会）
- ・防災士
- ・豊後高田市消防団
- ・豊後高田警察署
- ・居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者
- ・豊後高田市社会福祉協議会

(イ) 避難支援等関係者への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、上記の避難支援等関係者に加え、自衛隊等の避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

災害が発生し又は発生のおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援をし、どこの避難所等に避難するかを定めておくことが必要である。

このため、「避難行動要支援者名簿の手引き」等を活用し、福祉事業者、自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

ア 個別避難計画の作成

個別避難計画は、市が主体となり、避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、自治委員等の避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な個人情報は次のとおりとする。

また、個別避難計画を作成する避難行動要支援者本人に対し、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

(ア) 個別避難計画記載事項

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・自治会名
- ・連絡先（電話番号・携帯番号・FAX番号・携帯メール）
- ・同居者の有無
- ・主なかかりつけ医療機関

- ・避難支援等を必要とする事由
 - ・緊急時の連絡先（氏名・住所・続柄・電話番号等）
 - ・支援者の連絡先（氏名・住所・続柄・電話番号等）
 - ・自宅情報
 - ・避難場所
 - ・避難経路に関する特記事項
 - ・避難誘導時の留意事項
 - ・避難先での留意事項
- (イ) 入手方法
- ・要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
 - ・障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、大分県北部保健所豊後高田保健部からの情報提供等により把握する。
 - ・自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。
- (ウ) 個別避難計画の更新
- 個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分に留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を随時行うこととする。具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申し出があった場合には、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。
- (エ) 個別避難計画情報の提供
- ・避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供
個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができる。
「避難支援等関係者」
 - ・自治委員
 - ・民生委員・児童委員
 - ・自主防災組織（自治会）
 - ・防災士
 - ・豊後高田市消防団
 - ・豊後高田警察署
 - ・居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者
 - ・豊後高田市社会福祉協議会
 - ・避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供することができる。
- (オ) 個別避難計画の作成の進め方
- 個別避難計画の作成に当たっては、一律に作成を進めるものとする。
- (3) 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報流出することのないよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(4) 避難情報の伝達

避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。そのため、避難支援等関係者が名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

エ ケーブルテレビ、L字放送、屋外拡声器、告知端末、緊急速報メールによる情報伝達に加え、広報車等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を負うものではない。そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施する。

(6) 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安全確保を行うため安否確認体制を自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織（自治会）、防災士、豊後高田市消防団、居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者等と協力して整備・支援する。その際、安否確認体制は、避難行動要支援者の把握と連動し、速やかに各地域住民において行えるよう整備、支援する。

(7) 避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(8) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定に当たっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置に当たっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受け入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(9) 防災設備・物資・資機材等の整備

県及び市は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

県及び市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(10) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

また、県健康づくり支援課及び市は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や症状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

ア 県及び市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 県及び市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における市民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災市町村においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付け、応急仮設住宅

等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあつては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保

- (1) 基本方針
観光地を多くかかえる市の特性を考慮し、県・市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。
- (2) 実施内容
県、市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。
 - ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
 - イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
 - ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保するとともに、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受け入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保

- (1) 基本方針
国際化の進展に伴い、市内に居住又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。
- (2) 実施内容
市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。
 - ア 市は、指定避難所・避難路等の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
 - イ 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
 - ウ 市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
 - エ 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する

情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。市は公共的施設等との協定締結について検討する。

2 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

市及び県は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 地域ごとの避難計画の策定

住民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、市町村の協力を得ながら、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定に当たっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するに当たっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

1 ワークショップの目的

災害が発生した時に、住民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自らが計画作りに参加する必要がある。

また、住民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

2 ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、市町村防災担当職員・福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域住民等の代表を選出するに当たっては、住民のみならず、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

3 ワークショップの役割

住民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。市町村は、住民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。県は、ワークショップの運営を支援する。

(1) 県

- ア 市町村に対する地域ごとの避難計画策定の支援
- イ ワークショップの運営支援
 - (ア) 講師等の派遣、防災についての資料の提供
 - (イ) 市町村防災担当職員に対する研修会の開催
 - (ウ) ワークショップ運営に当たってアドバイスできる人材の育成
- ウ ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

(2) 市町村

- ア ワークショップへの参画・支援
 - (ア) ワークショップ参加の住民への呼びかけ
 - (イ) ワークショップで必要な資料・用品の準備
- イ ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

(3) 住民等

- ア ワークショップの運営
- イ 住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ
- ウ 地域ごとの避難計画の策定
- エ 地域ごとの避難計画を地域の住民に周知

第8節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組

織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

- 第1節 初動体制の強化
- 第2節 活動体制の確立
- 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置
の充実
- 第4節 救助物資の備蓄

迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

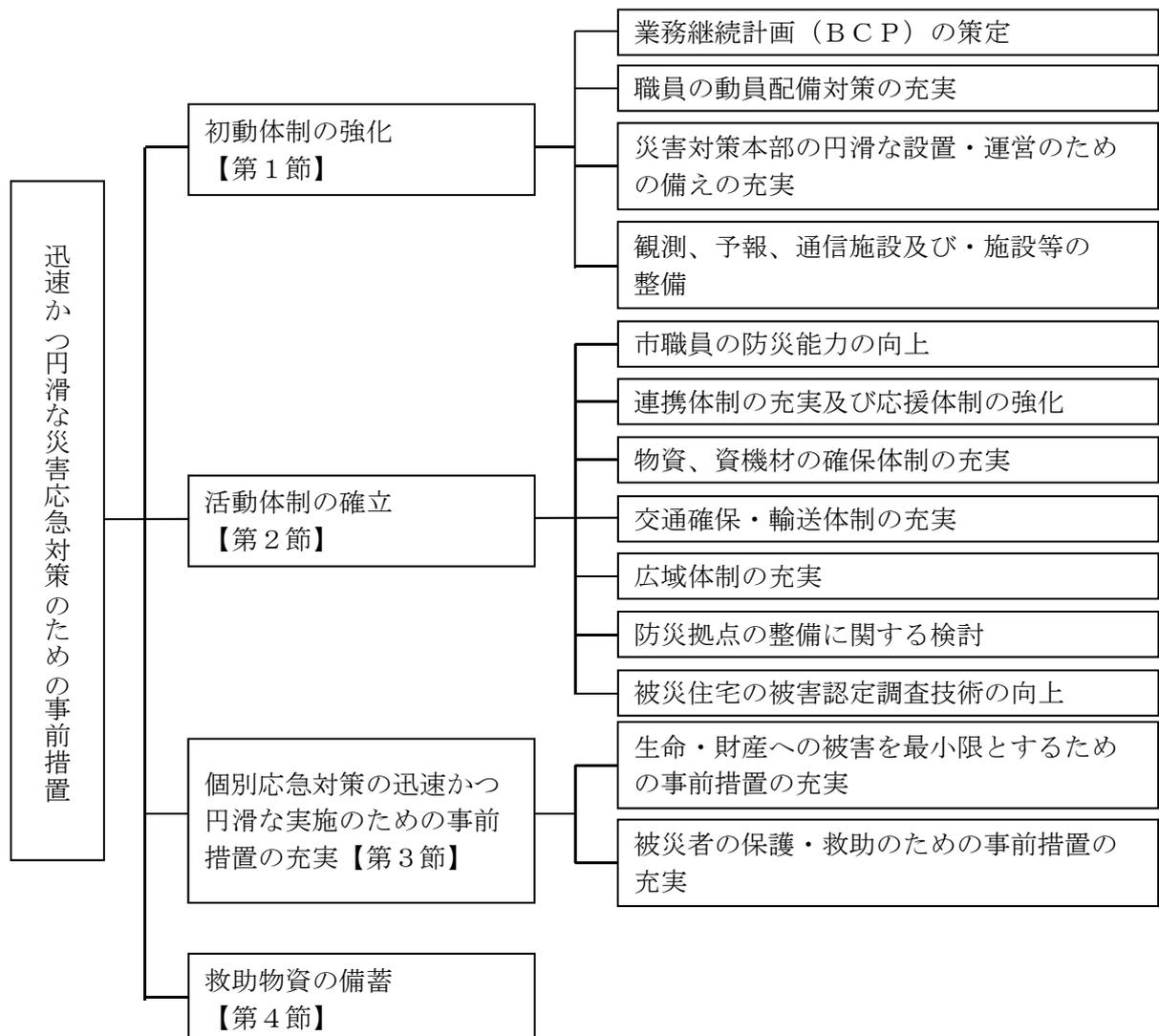
1 市町村

- (1) 市防災会議は、当該市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、県の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。



第1節 初動体制の強化

市は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Planの略））の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

(2) 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

気象警報等が発令された場合において、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

イ 職員参集・安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できるシステムの導入を検討する。

ウ 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう努める。

エ 災害時初動マニュアルの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる災害時初動マニュアルを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

オ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取組

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

カ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（171）
- ・災害用伝言板（web171）

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

- (5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実
災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。
- ア 気象観測施設及び設備の整備
県下の各種気象観測所における観測機器の現状は、必ずしも十分とはいえないので、今後これらの設置機関において積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実を図るよう求める。
- イ 雨量・波高・水位等の観測網の整備充実
雨量、流量、波高、水位等の観測機器を設置する機関組織内部の連絡網は、おおむね整備されているが、他の設置機関との連絡体制を欠くため観測結果の活用は必ずしも十分でない。したがって、今後は気象台、国土交通省、警察機関、その他観測施設を有する機関及び団体との間で相互に密接な連携をとり積極的に観測資料等の提供を行うなど、県内の系統的、総合的な観測体制の整備を図るものとする。
- ウ 情報通信機器等の充実
災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化も推進していくこととする。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図るとともに、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、あらかじめ定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的の実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的の実施する。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

地域の防災関係機関、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結し、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、県地区災害対策本部の職員や関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、以

下の対策を講じていく。

ア 市災害対策本部と地区災害対策本部との連携

イ 防災対策に関する専門研修等の実施

ウ 図上訓練等の実施により連携体制の強化

エ その他

(2) 関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 指定地方公共機関の指定拡大

現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等30の機関を指定地方公共機関に指定されており、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

イ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ウ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

エ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ウ 市及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に県振興局や市、市社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。併せて、隣接する他縣市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。また、他の分野においても、他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進するために必要な指導、助言を行う。

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にでき

るだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している各消防本部管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

ヘリコプターを所有する防災関係機関で構成するヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時のヘリコプターの運用調整や安全運航のためのルールづくりを検討する。

3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施に当たっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織に対する救出救助用資機材の整備に関する補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- オ 県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- カ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会等の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織に対する消火用資機材の整備に関する補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、大分県薬剤師会豊後高田支部との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結している。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下「生活用品」という。）については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 市における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導
- エ 大手取扱い業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- オ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

市において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。

(2) 交通規制計画の策定等

ア 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

イ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

ウ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知するものとする。

(3) 緊急輸送道路の整備等

ア 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4（1）において、各市町村が、各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネットワーク計画（第2部第2章第6節）を見直す。

イ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ウ 道路交通機能確保のための整備

警察本部は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

エ 道路情報板等の整備

道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

オ 道路啓開の実施

大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。

カ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

(ア) 国土交通省との協定

国土交通省九州地方整備局と締結している「豊後高田市における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

(イ) 大分県建設業協会との協定

大分県建設業協会豊後高田支部と締結している「災害時における緊急作業に関する協定」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保するよう指導を行う。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

イ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ウ 移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

エ フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。防災拠点は、県・市町村・防災関係機関等の庁舎、災害医療拠点としての病院、空港、港湾、漁港などであり、適宜必要な整備を検討する。

また、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある。これらの機能を有する都市公園等の整備を推進していく。

7 被災住宅の被害調査迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が開催する住家被害調査研修会に参加催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要がある。以下、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報

を住民に迅速に知らせる必要がある。

また、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、公共情報コモンズの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難情報の発令について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ ハザードマップの作成による災害想定区域の周知

エ 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

オ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、市町村地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実を図る。

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

イ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 市町村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

イ 自主防災組織に対する救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助

(5) 救急医療対策の充実

ア 災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 病院の耐震化

(イ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

- へリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
- (ウ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施
 - (エ) 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実
 - (オ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
 - (カ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
 - (キ) 医療救護班（日本赤十字大分県支部及び郡市医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
 - (ク) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
 - (ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
 - (コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備
- イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努めるものとする。
- (6) 消防対策の充実
- 火災の発生に迅速に対処できるよう、関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。
- ア 民間消防施設の整備
民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。
 - イ 消防団員の確保
年々減少する消防団員の確保のため、市町村消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。
 - ウ 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施。
緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を行うものとする。
- (7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策
- 住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。
- このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を進めていく。
- また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

- (1) 学校の防災拠点化の推進
- 学校が地域の防災拠点として機能するために、次の点に留意する必要がある。
- ア 無線設備の整備
 - イ 教職員の役割の事前規定
 - ウ 調理場の調理機能の強化
 - エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
 - オ シャワー室、和室の整備
 - カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備
- (2) 災害福祉広域支援体制の構築
要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受け入れ候補施設を事前にリストアップしておく。
また、社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。
さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市における生活必需品等の備蓄等
大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発
災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。
- (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置
民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。
また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
- (6) 物価の安定等のための事前措置
災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。
ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化
- (7) 文教対策に関する事前措置
災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。
ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導
- (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置
要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。
また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。
- (9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

第4節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

第3部 災害応急対策

- 第1章 災害応急対策の基本方針等
- 第2章 活動体制の確立
- 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
- 第4章 被災者の保護・救護のための活動
- 第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 市民に期待する行動(家庭、地域、企業・事業所)

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。市では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県等防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 受援計画

災害応急対策の実施については、市民に最も身近な行政主体である市が県等関係機関と協力してあたる。しかし、その対応能力を超えると判断される場合は、災害発生後早期に、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等の受援要請を行い、具体的には別途定める「豊後高田市受援計画」によるものとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においては、これらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報発信

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所等にいる被災者を含め、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、立て看板、広報誌、広報車、告知端末、屋外拡声器、ケーブルテレビ、市ホームページ等、多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に市民同士の助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県及びその他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部、警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、告知放送等によって正しい情報の把握に努める。むやみに市、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。

2 地域（隣近所、自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営に当たっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

第2章 活動体制の確立

- 第1節 活動組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 防災気象情報の収集・伝達
- 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第6節 災害救助法の適用及び運用
- 第7節 応援要請
- 第8節 自衛隊の災害派遣要請
- 第9節 他機関に対する支援要請
- 第10節 ボランティアとの連携
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給
- 第13節 交通確保・輸送対策
- 第14節 広報活動・災害記録活動

第1節 活動組織

1 基本方針

風水害等による災害の発生を防御し又は拡大を防止するため、市は、その機能のすべてをあげて対処するものであり、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市の活動組織体制は、本節に定めるほか個別具体的な事項は、「豊後高田市災害対策本部条例」、「豊後高田市災害対策本部規程」、「豊後高田市業務継続計画（BCP）」、「災害時初動マニュアル」等により実施する。

2 災害発生時における市の組織体制

市長は、風水害等による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室（一次体制）

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれか1つ以上が発表されたとき ・災害の発生が予測されるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所高田庁舎 総務課内
組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・室長・・・総務課長 ・副室長・・・室長の指名する者 ・室員・・・総務課防災対策室職員、総務法規係職員
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達 ・対処態勢・活動状況の把握 ・関係機関等に対する災害対策上の通報
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等が解除され、準備体制を継続する必要が無いと認めるとき ・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。 ・被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき
その他	室長は、災害の状況に応じて別途職員を参集し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 地区災害対策連絡室（一次体制）

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれか1つ以上が発表されたとき ・災害の発生が予測されるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所真玉庁舎 地域総務一課内 ・市役所香々地庁舎 地域総務二課内
組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・室長・・・地域総務一課長、地域総務二課長 ・副室長・・・室長の指名する者 ・室員・・・地域総務一課職員、地域総務二課職員
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達 ・対処態勢・活動状況の把握 ・関係機関等に対する災害対策上の通報
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等が解除され、準備体制を継続する必要が無いと認めるとき

組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長・・・副市長 ・副本部長・・・本部長が指名
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・本部への連絡、報告等に関する事項 ・災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定 ・防災関係機関等からの応援要員の指揮

3 災害対策本部会議の協議事項

災害対策本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、主な協議事項は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策の基本方針
- (2) 災害応急対策の重点項目の決定
- (3) 自衛隊の災害派遣要請
- (4) 報道機関を通じた広報
- (5) その他必要な事項

4 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）であるが、本部長が不在等の場合は、次の順位でその責務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務課長

5 高田庁舎が使用できない場合の防災拠点

高田庁舎より高台に位置し、関係機関と連絡できる通信機能を備えた施設を防災拠点とする。

第1順位	第2順位
中央公民館	消防本部

第2節 動員配備

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、災害時初動マニュアルに定めるところによって実施するものとする。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時に必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、市が保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、他の機関が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる協力体制を構築することとする。

2 市の通信連絡手段

市における通信連絡手段は次のとおりである。

(1) 電話回線・庁内放送設備

職員、各関係機関との連絡調整について活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。

(2) ケーブルテレビ

市民への情報伝達は、屋外拡声器、告知端末、L字放送、データ放送などを活用する。

(3) 大分県防災情報システム

電話回線が不通のとき、大分県関係機関との連絡調整については、防災行政無線（移動系）を利用した無線電話等を活用する。

(4) 消防無線（移動系）

消防車等に積載した消防無線を利用し、災害時の情報収集及び伝達に活用する。

(5) アマチュア無線

災害時において、必要に応じてアマチュア無線利用者の協力を得て、通信連絡を確保する。

(6) 災害対策用移動通信機器の貸与

総務省九州総合通信局や移動通信事業者（NTTドコモ等）等に移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）の貸出を要請する。

第4節 防災気象情報の収集及び伝達

本節は、大分地方気象台が発表する気象業務法に基づく警報、注意報などの防災気象情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集

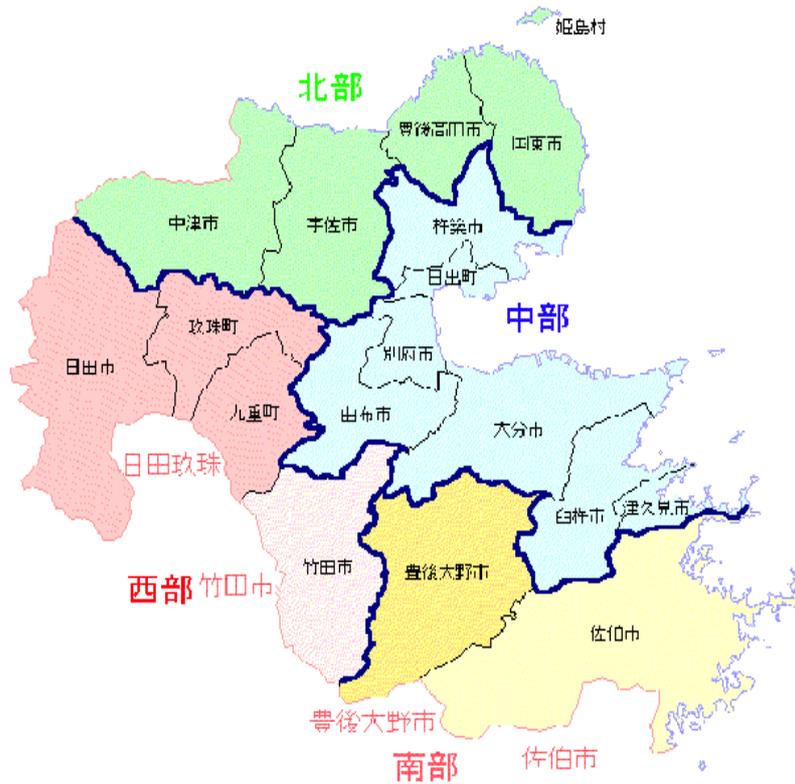
大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方気象台から発表される防災気象情報を入手するほか、テレビ、ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。市においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

2 防災気象情報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
土砂災害警戒情報	命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報
キキクル (土砂・浸水・洪水)	土砂災害・浸水害・洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上に色分けして示す情報。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が高または中の2段階で発表
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測又は解析され、かつ、キキクルの危険が出現している場合に発表

3 大分県の予報区域細分図



一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
北部	—	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、姫島村
中部	—	大分市、別府市、杵築市、由布市、臼杵市、津久見市、日出町
西部	日田玖珠	日田市、玖珠町、九重町
		竹田市
南部		佐伯市
		豊後大野市

一次細分区域

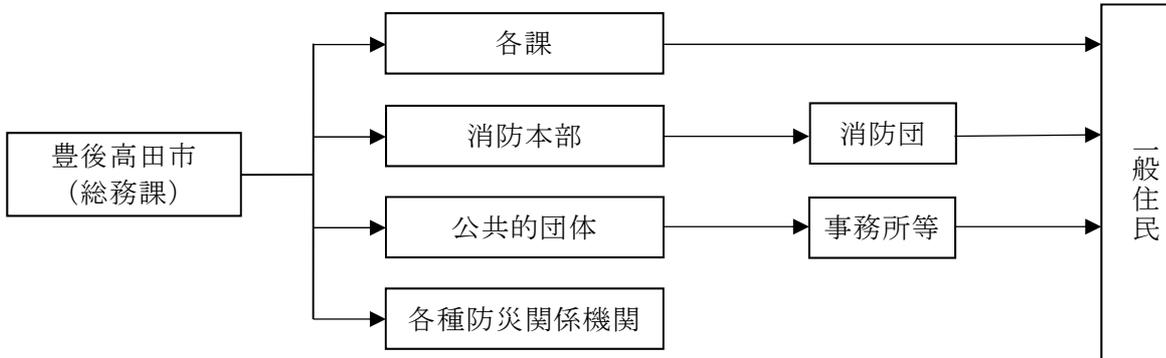
予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域

二次細分区域

市町村長等が行う避難指示等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう

4 市の情報伝達

市は防災気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び住民に伝達する。



第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市町村、県機関(災害対策本部を含む。)は、災害対応支援システムを活用する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)及び被害に関する情報は、市が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 災害情報の収集調査基準

市は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

3 市の災害情報・被害情報収集・伝達措置

市は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

(1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から市長の指示があるまでの間、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総務部(災害対策本部が未設置の場合は総務課)が収集・伝達するものとする。

これらの情報は、市長が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、市民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、各部及び防災関係機関が対策を講じるに当たって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部は必要な情報を、総務部を通じて収集するものとする。

- ・ 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
- ・ 避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集
- ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

- ・道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
- ・港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ・ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・発信する情報を入手した時刻

(2) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ提出する。

4 他の防災関係機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、県及び市町村が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が調査収集した災害情報等について、努めて県及び関係市町村に通報又は連絡を行うものとする。
- (2) 県内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に当該出先事務所又は事業所等の所在地を管轄する市町村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

1 用語の定義

災害救助法における被害の認定基準及び用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 住家：現実にその建物を居住のために使用しているもの
- (2) 世帯：生計を一つにしている実際の生活単位
- (3) 死者：当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
- (4) 行方不明：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの
- (5) 負傷：災害のため負傷し、医師の治療を受ける又は受ける必要（見込み）のあるもの
- ア 重傷：1か月以上の治療を要する見込みのもの
- イ 軽傷：1か月未満で治癒できる見込みのもの
- (6) 全壊
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (7) 半壊
損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの※半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分がその住家の延床

面積の30%以上50%未満のもの、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを「中規模半壊」として取り扱う。

(8) 準半壊

半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

(9) 床上浸水

前記(6)及び(7)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(10) 床下浸水：浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの

(11) 一部損壊：住家の損害割合が10%未満のもの

2 災害救助法適用基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。

(1) 本市域内において50世帯以上の住家が滅失したとき

(2) 大分県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても25世帯以上の住家が滅失したとき

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 大分県下で7,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても多数の住家が被害を受けたとき

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（内閣府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること、もしくは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること）

(6) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（内閣府令で定める特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合）

(7) (1)～(6)について、住家が滅失した世帯の数の算出に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 災害救助法による救助の種類等

救助の種類等については、災害救助法第4条及び同施行令第2条の定めるところにより、次のとおりである。

(1) 災害救助実施体制

ア 災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行う。

イ 関係各部

災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力を行うものとする。

ウ 福祉保健部福祉係

災害救助法に基づく事務処理をを行う。

(2) 救助の種類等

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

第7節 応援要請

1 応援要請の実施

本市において風水害等による大規模な災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うものとする。

市の具体的な応援要請については、別に定める「豊後高田市受援計画」によるものとする。

(1) 人員の配備

ア 総合調整部は、人員の配置状況を把握し、必要に応じて近隣市等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

イ 総合調整部は、災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労務者が市及び関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う人員に不足を生じた場合は、自治会、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の民間団体組織に協力を要請し、必要に応じて次の措置により労働力確保に万全を期すものとする。

(ア) 激甚災害の場合

激甚災害等で市において奉仕団等の受け入れが実施できない場合は、県知事に対し協力を要請するものとする。

(イ) ボランティアの受け入れ

上記による奉仕団等の受け入れのみでは不足する場合、必要に応じてボランティアの募集を行うものとする。

2 応援要請の種類

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難施設及び住宅の提供
- (4) 救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- (5) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための資機材及び施設の提供
- (8) その他応援のため必要な事項

3 職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請

職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし、あらかじめ総務部と協議するものとする。

- (1) 本市における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) さらに必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は大分県知事に対し、次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣について、あっせんを求める。
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (3) 県内常備消防相互応援協定、隣接消防本部の応援、緊急消防援助隊
消防対策部消防対策班は、管内の消防力で対応が困難であると認める場合には、豊後高田市消防計画に基づき応援要請を行うものとする。

4 応援の受入れ

- (1) 連絡体制の確保
総務部は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び市町村等関係機関に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。
- (2) 受け入れ体制の確保
 - ア 応援要請が必要と判断された場合、総合調整部は、関係対策部と以下の点について検討、整理し総務対策部へ通知する。
 - (ア) 受け入れにあたっての交通ルート
 - (イ) 応援隊等の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等
 - イ 総務部は、応援を要請する地域とその内容及び前記アの検討結果を要請先に通知するものとする。

ウ 総合調整部は、各対策部・防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡するものとする。

第8節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- (2) 市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- (3) 市長は、上記の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、次のとおりとする。

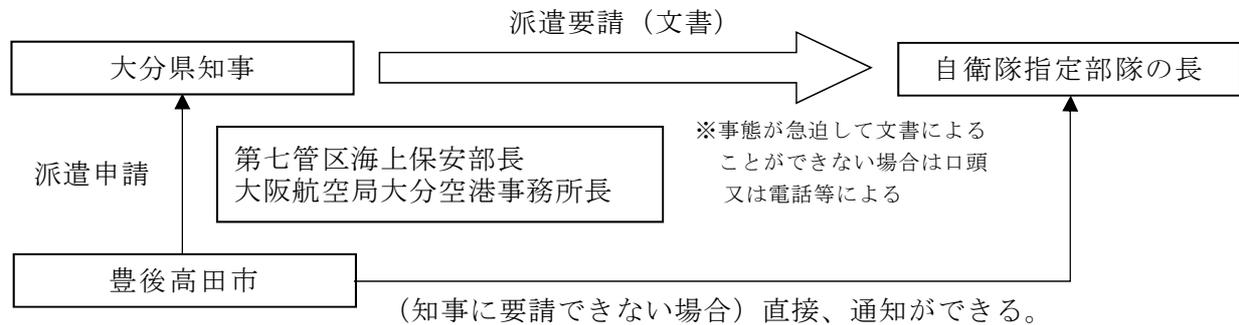
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
ア 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
イ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

※(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣要請系統図



(2) 要請先等

要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考
陸上自衛隊 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL: 0977-22-4311 内線234, 302 FAX: 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL: 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL: 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX: 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄
自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL: 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 TEL: 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整

(3) 派遣要請の方法

市長が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項(宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

(4) 市における派遣部隊の受入れ体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

ア 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

イ 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

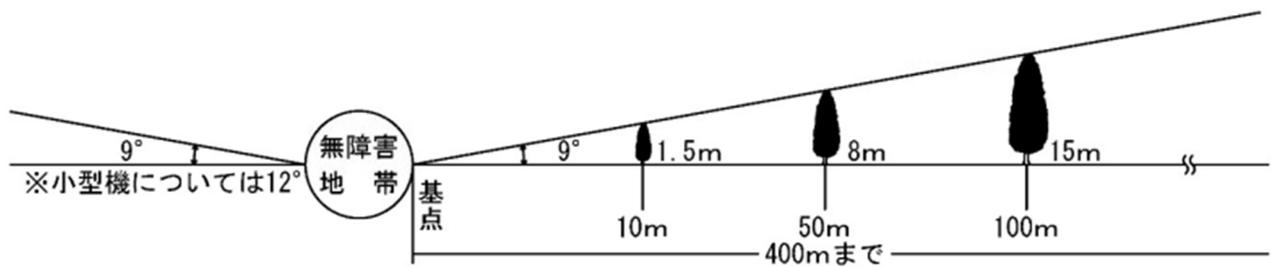
ウ 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。

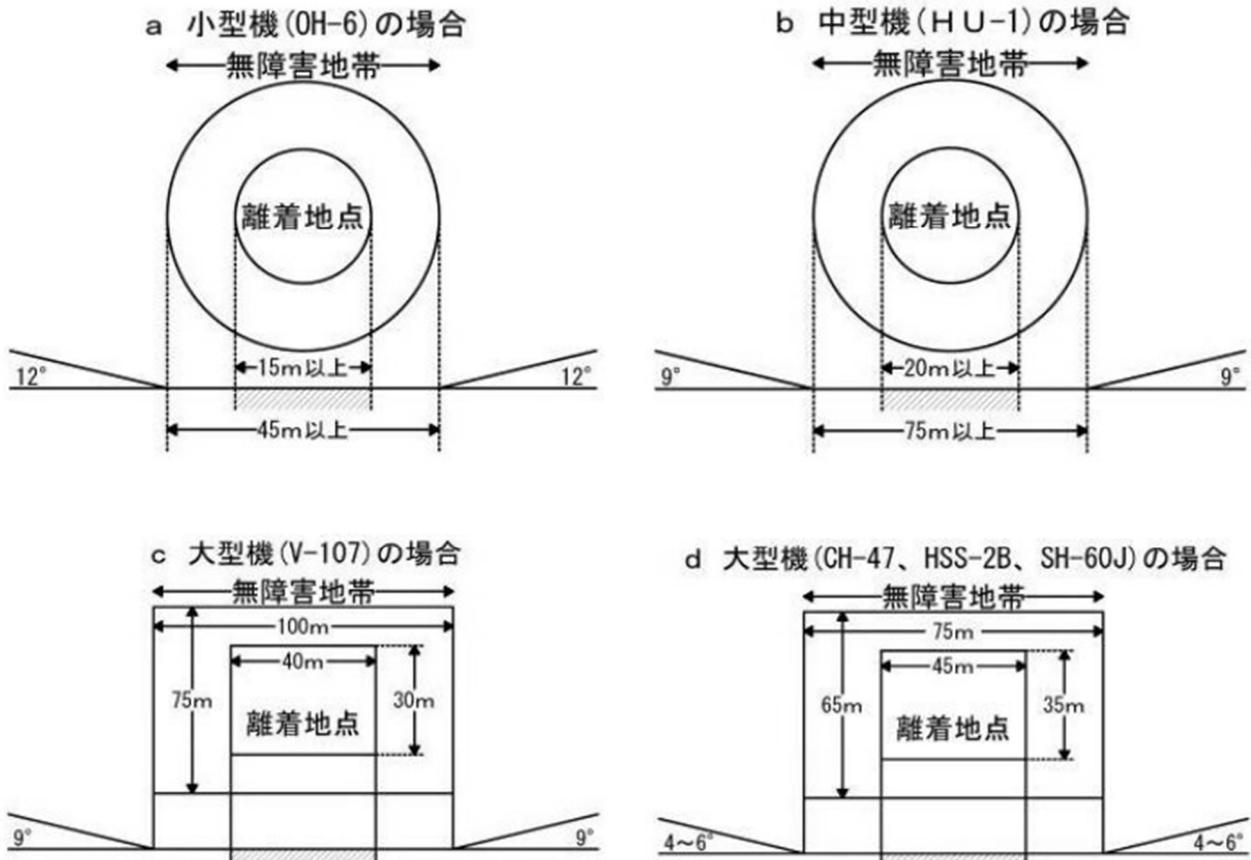
この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

エ 臨時ヘリポートの設定（臨時ヘリポートの基準）

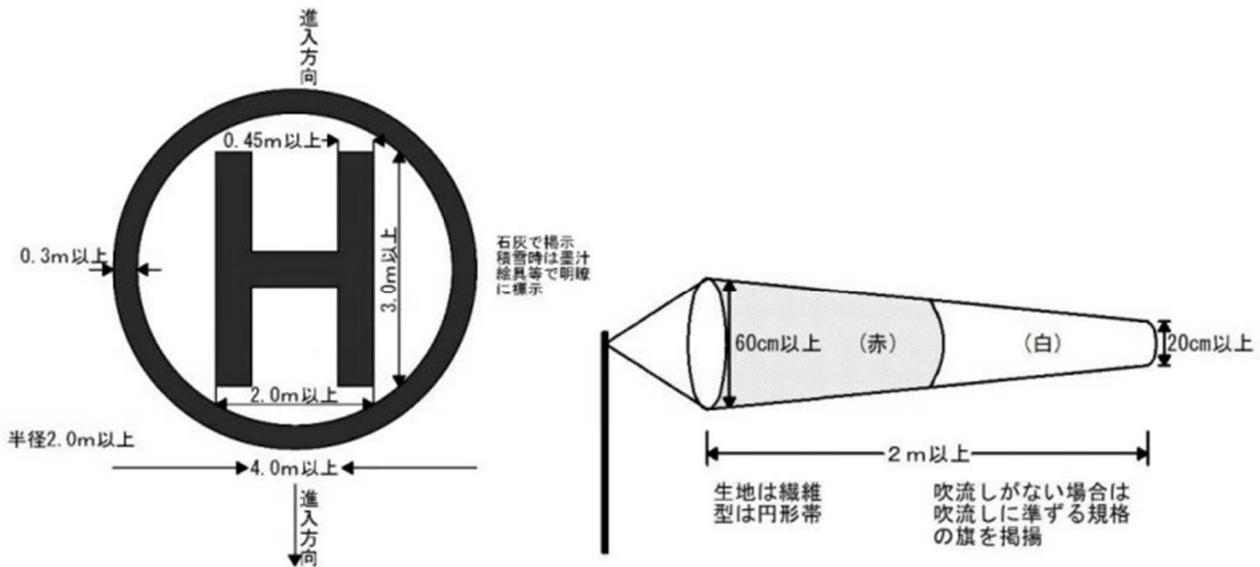
（ア）下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



離着地点及び無障害地帯の基準



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



(ウ) 危険予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

オ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

カ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付け又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器材名		主要作業内容	
交通等	ドーザ	小型	1 土砂の切取り、盛土	
		中型	2 側溝掘削	
		大型	3 土砂運搬 4 地ならし	
	バスケットローダ		1 土砂運搬、車両等への積込み 2 軽易な地ならし、土砂の切り取り	
	クレーダ		1 整地 2 道路舗装 3 側溝掘削 4 除雪	
	トラッククレーン (20トン)		1 重量物の吊り上げ(クレーン) 2 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)	
	ダンプ	2 1/2トン、3 1/2トン	土砂運搬	
		4トン		
	油圧シャベル		側溝掘削	
	橋(人員用)		人員の通過	
	車両橋(用)	鋼製道板橋(MZ)		車両の通過
		浮のう橋(M4AZ)		〃
		自走架柱橋		〃
自走浮橋		〃		
ボート		人員、物量の水上輸送		
給水給食	浄水セット		浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要)	
	野外炊事1号		給食	
消毒・衛生	除染車			
	化学加熱器			
	噴霧器	背負式		
		車載式		
		動力I型		
入浴セット		入浴		

洗濯セット	洗濯
-------	----

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合は、市長は知事等に対し自衛隊の撤収の要請を行うものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第9節 他機関に対する支援要請

1 第七管区海上保安本部への支援要請

沿岸及び海上における風水害等の災害からの人命に関する救出、救助及び災害後の捜索、物資の海上輸送の実施のため、特に必要があると認められるときは、中央防災会議が策定する「防災基本計画」に基づき、第七管区海上保安本部の支援を要請するものとする。

- (1) 災害支援要請基準
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市自体において実施できる防災対策をとってもなお、万全を期すことができないと認められるとき。
 - イ 災害に際して人命の救出、救助のため、第七管区海上保安本部の支援が必要と認められるとき。
- (2) 災害支援要請要領
 - ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認める場合には、知事に対して次の事項を記載した要請書により、第七管区海上保安本部の災害支援を要請するものとする。

ただし、文書によって知事に支援要請を依頼するいとまがない場合や通信の途絶等によって、知事への依頼ができない場合には、大分海上保安部へ口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書によって知事に要請手続きを行う。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長の順位）が本部長の職務を代行するものとする。

(3) 災害支援部隊の受入れ措置

第七管区海上保安本部の災害派遣を受けたときは、概ね次の要領により措置するものとする。

- ア 派遣を受ける船艇及び航空機の待機する場所の確保について必要な措置を行う。
- イ 第七管区海上保安本部と連絡を密にするため連絡員を置く。
- ウ 臨時ヘリポートの設置等、人命の救出又は救援物資の輸送を円滑に実施するための措置については、第3部第2章第13節「交通確保・輸送対策」のとおりとする。
- エ 海上における船艇の接岸場所の設定は被災状況から判断し、第七管区海上保安本部と港湾、漁港区域の管理者との調整によって、接岸可能な場所を設定する。

2 その他機関への支援要請

- (1) 風水害・事故災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため他の市町村、防災関係機関等と市が締結している応援協定・覚書等は豊後高田市地域防災計画（資料編）6 防災対策（6-1）災害応援協定等一覧のとおりである。

総務部は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。

- (2) 広域応援要請に関する事項は、「第3部第2章第7節応援要請」の記載に準じる。
- (3) 市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知するものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (4) 自衛隊の災害派遣は、「第3部第2章第8節自衛隊の災害派遣要請」に記載のとおりである。

第10節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、本市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動がもつ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、ボランティアセンターを設置する。

(1) ボランティアセンターの構成

豊後高田市、社会福祉法人豊後高田市社会福祉協議会(以下「市社協という」)で構成し、市がボランティアセンターを総括する。

(2) ボランティアセンターの役割

ア 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

イ 総務部を通じて報道関係等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ウ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。

エ ボランティアセンターの設置後、必要に応じて連絡調整のため職員を派遣するとともに、現地活動の後方支援を行う。

オ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を適時・的確に提供する。

カ 災害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な場合は、豊後高田市からの要請に基づき県社協が中心となってボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。

ク ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、ボランティアセンターと調整のうえ場所の提供に努めるとともに、上記に準じて情報提供を行う。

ケ ボランティア活動に必要な各種機材については、市と市社協が相互に協力し、被災地及び被災者の状況等を勘案して確保するよう努める。

(3) ボランティア・NPO等の受入及び配置

ア ボランティア・NPO等の受入及び配置については、ボランティアセンターが県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

イ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

(ア) 専門ボランティア・NPO活動

a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護

b 被災者の健康管理やカウンセリング

c 災害応急対策物資などの資材の輸送

d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定

e 外国人に対する通訳

f その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

(イ) 一般ボランティア・NPO活動

a 炊き出し等食事の提供

b 救援物資の搬入、仕分及び配布

c 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）

d 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）

e 土砂撤去や清掃作業及び簡易な防疫作業

f 危険を伴わない範囲での片付け作業

(4) ボランティア・NPO等の安全確保等

ボランティアセンターは、県社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

第11節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、通勤・通学者や観光客など交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

市は、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

市、県及び防災関係機関と連携して、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、家族との連絡手段等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 宿泊場所の確保

市は、帰宅困難者に対して、公共施設等を宿泊所として提供するとともに、旅館・ホテル等の観光施設管理者に対して、宿泊場所の提供を要請する。

第12節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な応急用・復旧用物資及び資機材の迅速、円滑な確保を図るため、調達体制を整備する必要がある。市は当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。

2 市における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

市による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合、又は他市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

市が保有する物資及び資機材を供給する。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 県内及び県外市町村、県への応援要請

「第3部第2章第7節応援要請」に準ずる。

(4) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第13節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 豊後高田市の役割

- (1) 市が災害応急対策等を実施するために必要な輸送は、原則として市が行う。
- (2) 市長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

- (1) 第一段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第二段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
 - エ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第三段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送拠点(物資輸送拠点)の設置

市の物資輸送拠点となる大分北部中核工業団地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の物資輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、総務部が当該市に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、大分県がこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

- (1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲	輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送(資機材人員輸送)	災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送(人員輸送)	発生の日から14日以内
助産に関する輸送(〃)	〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送(人員資機材輸送)	〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送(飲料水、ろ水器等、資機材輸送)	〃 7日以内

救 援 用 物 資 輸 送	炊き出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃	10日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内	
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内	
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃	10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品器材
- オ 修繕料

(3) 輸送実施に伴う豊後高田市の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

市は、関係機関の協力を得て、常に市内外の交通情報を収集、把握を行う。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外 の車両	災害対策基本法第76条 第1項
警察署長	通行の禁止 又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条 第1項

警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条 第1項

(イ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

下記主要路線の交差点等において、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると判断した場合は公安委員会へ連絡する。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
大分自動車道	各IC	高速道路交通警察隊	緊急通行車両以外の車両の通行 禁止・制限一般車両の迂回、誘導
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		
国道10号	岩崎	宇佐	

ウ 緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示又は警察官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(イ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ウ) 市民への交通規制情報の提供

総務部は、交通規制箇所を把握し、報道機関等に協力を求めるなど、積極的に市民に対して情報を提供する。

(エ) 道路管理者による車両の移動等

道路管理者は、市が管理する道路において、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。この場合において、その命令の相手方が現場にいないため、その命令をすることができないときは、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、土木部は速やかにパトロール等を実施し、市内の緊急輸送道路及びその他主要道路等の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握し、総務部及び各道路管理者並びに警察署へ通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(ア) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総務部は、上記により報告を受けた交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(イ) 緊急輸送道路等の啓開及び応急復旧方針の策定

土木部は、救助のための緊急輸送や被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じて、上記により取りまとめた道路施設の被災状況から復旧時間、大型車両の通過可否、通行可能交通量等を勘案し、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ウ 交通施設の応急復旧

(ア) 道路啓開及び復旧の体制の把握

土木部は、必要に応じて大分県建設業協会豊後高田支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制を把握する。

(イ) 道路啓開の実施

土木部をはじめ各道路管理者は、大分県道路啓開計画に基づき上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また、必要に応じて土木事務所と連携し、道路啓開を実施する。

(ウ) 応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(エ) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総務部を通じて出動要請を依頼する。

エ 輸送手段等の確保

(ア) 車両の確保・配車

総務部は、各庁舎の車両保有状況を考慮し、各部からの要請に応じて配車を行うものとする。

(イ) 輸送方法

総務部は、輸送計画を作成し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

オ 燃料の確保

輸送に必要な燃料については、大分県石油販売協同組合高田支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」（平成19年1月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は総務部とする。

カ 自衛隊への応援要請（空輸）

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

キ 輸送経路の選定

総務部は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、各部と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 海上輸送体制

(1) 海上輸送路の確保

ア 港湾・漁港の管理者は、市、県、自衛隊、大分海上保安部、大分県漁協等と協力し、交通の可能な航路、漁港等の施設の被害復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総務部に報告する。

イ 総務部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

ウ 管理者は、自衛隊、大分海上保安部、大分県漁協等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 漁港の応急復旧

ア 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び大分県漁協等の協力を得て啓開作業を実施する。

イ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に回復できるよう、復旧工事を実施する。

ウ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可等を行う。

エ 障害物集積場所の確保

管理者は、漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、大分県漁協及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 海上自衛隊の艦艇

イ 海上保安庁の船艇

ウ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船

エ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、漁港施設、港湾施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

8 防災機関が実施する輸送協力等

運送事業を実施する指定公共機関等は、市からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。

第14節 広報活動・災害記録活動

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、多様な媒体・方法により広報活動を展開する。また、市民からの問い合わせに的確に対応できる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であることから、被害や対応の状況について記録するものとする。

また、収集した情報等を基に必要に応じて検証作業を実施するとともに、検証結果については関係機関との共有を図るよう努める。

1 実施体制

災害対策本部設置後の広報は、総務部において行い、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て広報するものとする。

2 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する情報の提供（記者会見）は、本部長が必要と認めた場合に、本部長、副本部長、総務部長又は総務部副部長が行うものとする。

3 一般市民に対する広報

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめて、告知端末、ケーブルテレビ（L字放送）、広報車等を活用して、一般に周知するものとする。

(2) 被害発生後の広報

被害発生中又は発生後は、被害の推移、避難情報、応急措置の状況が確実に行きわたるよう広報活動を行うものとする。

特に電力、水道、道路等の復旧状況及び交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況に重点を置き、人身の安全と激励を含め、沈着な行動を要する広報活動を実施するものとする。

(3) 要配慮者に対する広報

市内の手話通訳者及び外国語通訳者に事前に依頼し、その協力を得て、聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう配慮する。

4 安否情報の対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5 広報の方法

- (1) ケーブルネットワーク（屋外拡声器、告知端末、テレビ、L字放送）を通じての広報
- (2) インターネット（ホームページ、フェイスブック等）を活用しての広報
- (3) 広報車による広報
- (4) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (5) テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じての広報
- (6) その他適切な広報媒体を通じての広報

6 災害記録活動

被害状況や災害対策本部会議における会議内容について、写真、動画、音声等の方法により記録し、救助、復旧並びに今後の防災計画の資料とする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

- 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等
- 第2節 水防
- 第3節 避難の指示等及び誘導
- 第4節 救出救助
- 第5節 救急医療活動
- 第6節 消防活動
- 第7節 二次災害の防止活動

第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を市民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領を示す。

1 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

国が発信するJアラート（全国瞬時警報システム）をはじめとし、市は、次のような場合、告知端末のほか多様な手段を用いて、市民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

(1) 呼びかけを行う場合

大分県防災情報システムをとおして、県等から警報の発表など今後の気象情報の伝達を受け、市内で風水害が発生するおそれがあると判断した場合

(2) 伝達の手段

ケーブルネットワーク（屋外拡声器、告知端末、テレビ、L字放送）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、メール（緊急速報メール、県民安全・安心メール）、広報車等の多種多様な手段を用いて情報の伝達を行う。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難情報の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

2 異常気象現象の通報及び伝達

異常気象現象を発見した者は、市役所ほか最寄りの防災関係機関に通報するものとする。

また、市は、異常気象現象の通報を受けた場合は、関係機関に通報するものとする。

(1) 異常気象現象の種類

- ア 気象：激しい降雨、雪、つつ巻、強い降ひょう等
- イ 地象：著しい地形の変化、異状水位、地すべり等

(2) 発見者の通報

異常な気象現象を発見した者は、次の最も近いところに通報するものとする。

- ・市役所各庁舎
- ・市消防本部、香々地出張所
- ・豊後高田警察署、駐在所
- ・大分海上保安部

(3) 市への通報

警察官、海上保安官、消防職員、消防団員及び市職員は、異常気象現象を発見した場合、又は市民から異常気象現象の通報を受けた場合は、直ちに市に通報するものとする。

(4) 各関係機関への通報

市は、異常気象現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに、状況に応じて、次の機関に通報するものとする。

- ・大分地方気象台
- ・大分県（防災対策企画課、北部振興局、豊後高田土木事務所）
- ・豊後高田警察署、駐在所
- ・大分海上保安部
- ・その他、必要と認める関係機関

第2節 水防

豊後高田市水防計画に定めるところによる。

第3節 避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

また、詳細については、市が策定し、必要に応じて見直しを行っている「避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に別途定める。

なお、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に市民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

ア 早期注意情報【警戒レベル1】

災害への心構えを高めることを求める。【気象庁発表】

イ 洪水注意報、大雨注意報【警戒レベル2】

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。【気象庁発表】

ウ 高齢者等避難【警戒レベル3】

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。【市発令】

エ 避難指示【警戒レベル4】

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。【市発令】

オ 緊急安全確保【警戒レベル5】

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の市民等に命を守るための最善の行動をとるよう促す。【市発令】

カ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の発令の時期

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、所定の避難所への避難行動を開始 上記以外の者は、「家族等との連絡」「避難場所の確認」「非常用持出し袋等の準備」をして、避難準備を開始する
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高まった場合 人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、所定の避難場所への避難行動を開始する 避難指示等の発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる 未だ避難していない対象地域住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合にあつては、自らの命を守る最低限の行動を開始する
緊急安全確保 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう行動を開始する。

(3) 避難指示等の目安

避難情報を発令する場合の目安は、市の「避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に別途定める。

3 避難指示等の発令者

状況	発令者	対象者	措置
身体、生命を災害から守り災害から防止するため特に必要な場合(災害対策基本法 60・61 条)	1 市長 2 警察官 (市長に通告) 3 県知事	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 (避難指示)
洪水のはん濫等により著しい危険が切迫していると認められる場合(水防法第 21 条)	1 水防管理者 (市長) 2 消防団長・消防団員 3 消防機関に属する者 4 警察官 5 自衛隊法により救援のため派遣を命じられた部隊等の自衛官等	必要と認める区域の居住者	立退きの指示 (避難指示)
地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合(地すべり等防止法第 25 条)	1 県知事 2 県知事の命を受けた吏員 (警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示 (避難指示)
身体・生命に危険を及ぼし、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等の危険な事態がある場合(警察官職務執行法第 4 条・自衛隊法第 94 条)	1 警察官 (公安委員会に報告) 2 警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (長官の指定する者に報告)	1 その場に居合わせた者 2 その事物の管理者 3 その他関係者	1 必要な警告を発する 2 特に急を要する場合においては危害を受ける恐れのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる

4 避難指示の情報伝達

(1) 避難の指示は次の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 避難すべき理由(危険の状況)
- ウ 避難の区域、避難場所
- エ 避難にあたっての注意事項

(2) 伝達の方法

- ア 屋外拡声器・告知端末・L字放送・消防団員や市職員による広報車等のうち実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。
- イ 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号により、住民に周知する。
- ウ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に緊急速報メールで一斉配信を行う。

5 避難経路及び誘導方法

(1) 突発的災害の場合の避難者について、誘導にあたる者は十分な連絡ももとに自身の身の安全に配慮しながら強い意志をもって誘導にあたり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

- (2) 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- (3) 避難者の誘導の経路はできうるかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずるものとする。
- (4) 危険な地点には、標示、縄張り等を行うほか、夜間にあつては特に誘導員を配置し、浸水地にあつては船艇又はロープ等を使用して安全を期するものとする。
- (5) 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、自主防災組織単位等で行うものとする。

6 避難所

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

- (1) 避難場所の開設に当たって、市は、避難所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (2) 被災し市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

7 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うものとする。

8 学校、社会福祉施設等における避難

- (1) 児童・生徒や施設利用者の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討し、「学校防災計画」や「避難確保計画」の作成・更新に努めるなど、安全な方法を考慮しておく。
- (2) 各学校等・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の順位
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領及び措置

9 車両等の乗客の避難措置

- (1) 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- (2) 本市において、天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し避難措置等について、必要な協力の要請を行うものとする。

10 市の実施する避難措置及び報告

- (1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し、避難措置を実施するとともに、必要に応じて立ち退き先を指示するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 市長は、避難指示等の発令をしたとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに知事（大分県北部振興局経由）に通報するものとする。
 - ア 避難指示等の発令及び発令者

- イ 発令の理由及び発令の日時
- ウ 避難の対象地域
- エ 緊急避難場所（避難地）
- オ 避難世帯数及び人数
- カ その他必要な事項

(4) 市長は、避難の必要がなくなったときは、警察署・消防署等に報告するものとする。

1 1 避難指示等の解除

市は、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第4節 救出救助

1 救出救助の実施体制

市は、被災者の救出救助及び搬送について、警察官及び海上保安官が、関係機関と協力して速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力するものとする。関係機関が全力で助けようとしても助けられない可能性があることを十分理解してもらうことも救出活動である。

(1) 消防署及び消防団による救出

人命救助活動の緩急を考慮し、救助隊を編成し状況に応じて、人身災害の拡大防止を図るものとする。

(2) 警察官との連絡

救助隊は、警察官と相互に連絡協力して、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 市民等の協力

市民は積極的に救助隊に協力し被災者の救出に努めるものとする。市長は、緊急に救助を要する場合は、災害対策基本法第65条の規程により、現場付近の市民に対し従事協力を命じ、救出活動に当たらせるものとする。

(4) 自衛隊・第七管区海上保安本部への災害派遣要請

市長は、必要があると認めたときは、第3部第2章第8節「自衛隊の災害派遣要請」及び第9節「他機関に対する支援要請」の「1 第七管区海上保安本部への支援要請」に定めるところにより、災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

2 救出の対象者

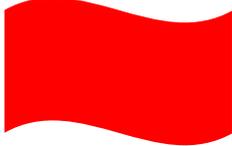
救助の対象者は、災害のため、まさに生命・身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者とする。

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

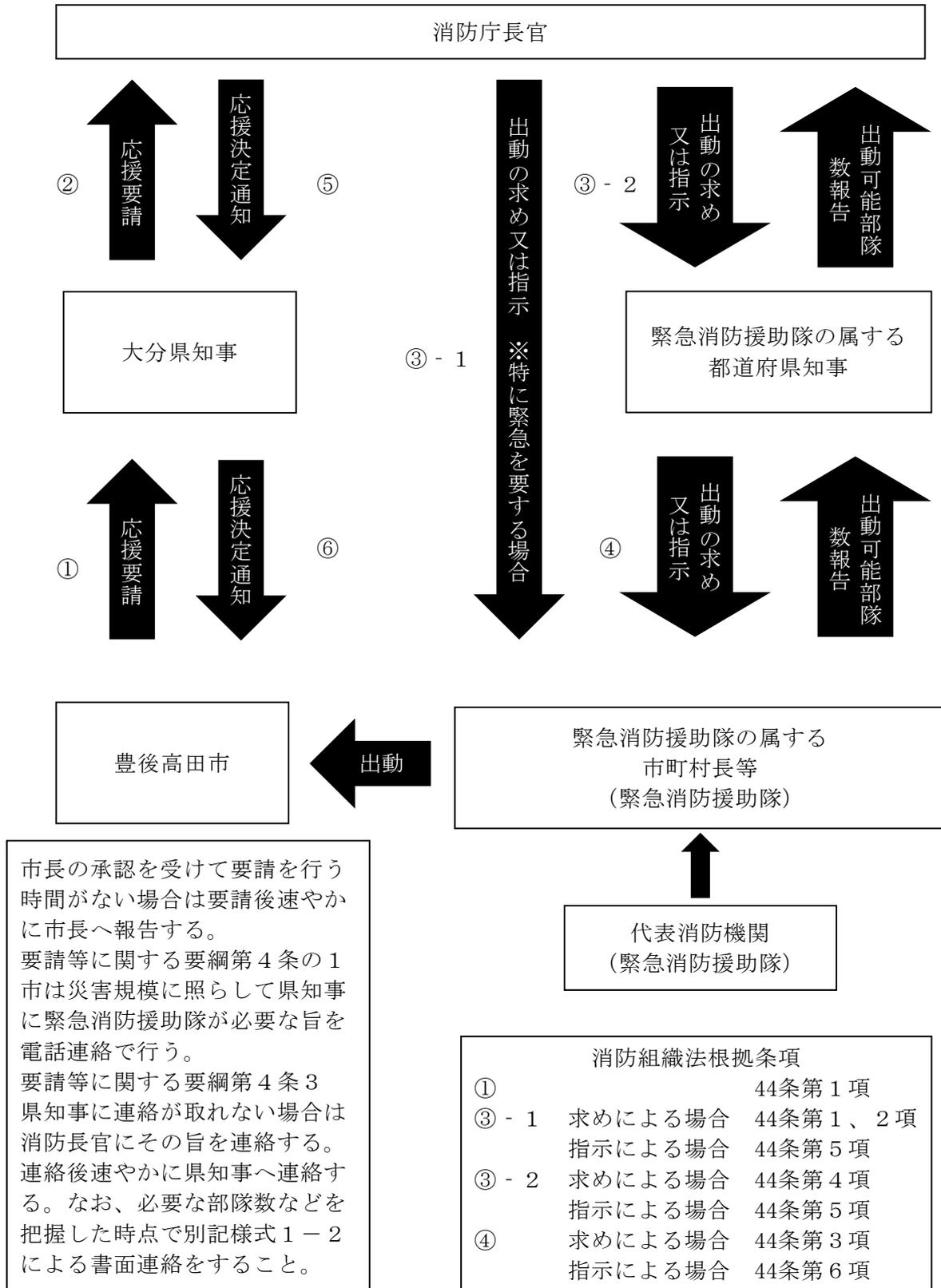
1 黄色		避難者がいることを示す	2 赤色		避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
------	---	-------------	------	--	-------------------------------------

4 救急、救助要領

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

- (1) 救急隊運用において、災害対策本部から消防本部へ出動指令があった場合は、速やかに救急隊を編成し、対応するものとする。
- (2) 通信可能な有線電話、無線等を活用し、防災関係機関との情報連絡により病院、その他医療機関並びに応急救護所の開設状況等を把握し、傷病者の受入体制等の情報収集に努めるものとする。
- (3) 救急車による搬送は、救命の処置を要する負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置で対応し、他の救護機関と連携の上、救急活動を実施するものとする。
- (4) 救急隊長は、現場の状況を速やかに消防本部及び総務部に報告するとともに、必要な措置を行うものとする。
- (5) 救命の処置を必要とする傷者が多数発生した場合は、消防隊、救助隊、救急隊を集中して、人命活動にあたる。
- (6) 救助隊は、特に人命の救助活動を優先して実施するものとする。
- (7) 散発的で小規模の救助事象は、消防団員又は、付近住民の自発的な活動により行うものとする。
- (8) 救急、救助活動は、人的被害の規模の大きい現場を優先する。
- (9) 福祉保健部による所定の救護所が開設されるまでの間、署又は、現場付近の安全な場所に仮救護所を設置し、傷病者の応急救護を行うとともに、協定に基づく医療施設等による医療救護活動や医薬品等の必要な資材の補給を要請する。
- (10) 市は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定に基づき応援要請を行うものとする。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、次の図の示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行うものとする。

緊急消防援助隊応援要請系統図



5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の期間、費用等は以下のとおりである。

(1) 救出のための費用の負担

ア 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(2) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(3) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(4) 市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 実施責任体制

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療救護は、主として市が医師会、薬剤師会及び関係防災機関の協力を求めて、福祉保健部が主体となり実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、大分県地域防災計画の定めるところにより県が実施し、市はこれに協力するものとする。

2 医療供給体制の確保

(1) 福祉保健部医療防疫係は、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

(2) 福祉保健部医療防疫係は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努めるものとする。

(3) 市は、大規模な災害の発生により、市独自で医療及び助産の実施が困難となった場合は、県に対して医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

福祉保健部医療防疫係は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を協定する卸売業者や最寄りの販売業者等から調達するとともに、県に対して医薬品・医療資器材等の調達を要請するものとする。

4 医療救護班の受け入れ・調整

福祉保健部医療防疫係は、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を、災害拠点病院（DMAT指定病院）・医師会・大分県と協力して行うものとする。

5 災害拠点病院への措置

福祉保健部医療防疫係は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。

地域災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（平成31年4月1日現在）

医療圏	病院名	地域災害拠点病院	大分DMAT指定病院

東国東	国東市民病院	○	○
中津	中津市立中津市民病院	○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院	○	○

6 災害救助法の規程による医療又は助産

(1) 医療実施の基準

ア 医療の実施範囲

- (ア) 診察（疾病の状態を判断するもの）
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
- (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

イ 医療救護の対象者

- (ア) 災害のため医療の途を失った者（罹災者の有無を問わない）
- (イ) 応急的な医療をほどこす必要のある者

ウ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

エ 医療のため負担する費用の範囲

- (ア) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- (イ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

(2) 助産実施の基準

ア 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助の支援（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- (イ) 分べん前、分べんの処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- (エ) 分べんに異常があった場合は、医師等と相談の上、必要な対応をとる。

イ 助産の対象者

- (ア) 災害のため助産の途を失った者
- (イ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ウ 助産の実施期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ 助産のための費用の負担の範囲

- (ア) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- (イ) 助産所その他の医療機関による場合は、豊後高田市における慣行料金の8割以内の額

(3) 災害救助法が適用された場合の医療救護措置

県の実施する医療及び助産措置について、次により協力するものとする。

- ア 所属の救護班（福祉保健部）を出動させること。
- イ 臨時救護所の設置に関すること。
- ウ 所属の医療機関に傷病者を収容すること。
- エ 他の機関の医療班又は救護班の受入れに関すること。
- オ その他医療救護に関し、必要なこと。

第6節 消防活動

1 消防活動

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これからの災害による被害の軽減を図るため、市の消防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い、次の活動を行うものとする。

- (1) 火災警防活動
- (2) 風水害警防活動
- (3) 避難・誘導活動
- (4) 救助・救急活動

2 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「大分県常備消防相互応援協定」「大分県緊急消防援助隊受援計画」及び「大分県消防団相互応援協定」等に基づき、協定を締結する他の市町村等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市の消防力で防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

第7節 二次災害の防止活動

1 二次災害防止活動の実施体制

市及びその他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

2 市における二次災害防止活動

市においては、二次災害防止のため、次のような箇所等の点検・パトロールを実施し、必要な応急措置を行うものとする。

また、その実施状況を把握・指導するとともに、総務部に報告する。

(1) 土砂災害等の防止活動

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 砂防指定地
- イ 急傾斜地崩壊危険区域
- ウ 地すべり防止区域
- エ 土砂災害警戒区域等
- オ 保安林及び保安施設地区
- カ 山地災害危険地区
- キ 海岸危険地域
- ク 落石等危険箇所
- ケ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(2) 建築物・構造物の二次災害防止

ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ウ 危険な一般建築物の応急措置等

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(3) 二次的な水害の防止活動

土木部は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

(4) 風倒木による被害の防止活動

風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 高潮、波浪等による被害の防止活動

高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 港湾施設
- イ 海岸保全施設
- ウ 河川施設
- エ 漁港施設
- オ 農地海岸保全施設

(6) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、大分県と連携して、次に掲げる施設等を対象に、応急対策を講じる。

- ア 危険物施設
- イ 火薬保管施設
- ウ ガス施設
- エ 毒劇物施設
- オ 放射性物質施設
- カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(7) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

総務部は、降雨等による二次災害の危険性について、市民に注意を呼びかける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び捜索
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 被害調査
- 第13節 社会秩序の維持
- 第14節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、指定避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定める。

1 避難所の開設

- (1) 福祉保健部は、災害発生時に必要に応じ指定避難所を開設する。
また、必要があれば指定避難所以外についても、災害に対する安全性を確認した上で避難所として開設する。
- (2) 福祉保健部は、避難所開設後早期に、自主防災組織を中心に運営管理チームを設け、運営管理について協力を依頼する。
- (3) 福祉保健部は、避難所を開設した場合は、速やかに被災者及び警察官、消防、自主防災組織等の関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

2 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、保健所に専門的支援を要請する。

- (1) 市民への周知
市は、市民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。
また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。
- (2) 避難先の検討・確保
市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。
感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。
- (3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保
市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。
- (4) 避難者の受入れ態勢の確立
市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。
- (5) 避難所内での感染予防
市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。
 - ア 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
 - イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
 - ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
 - エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
 - オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
 - カ アルコール消毒液を出入口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置する。
 - キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
 - ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を実施する。

3 避難所の運営管理等

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、避難所運営マニュアルを必要に応じて更新し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所になった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう協力する。

(1) 避難者名簿の作成及び公表

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

(2) 避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務部に報告する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

(3) 要配慮者の避難等の措置

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。

(4) 避難所の運営

ア 運営管理チームの設置

避難所の開設後早期に、避難者（市民）による自主的な避難所運営を目指し、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

避難を実施した居住者等は、自治会等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に努めるものとし、市は必要な支援を行う。

イ 情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。

また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

ウ 食料・水・生活必需品の配布

支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、県等と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

エ 避難所のニーズの把握

市は常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 避難住民の健康への配慮

県と市は協力して、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

カ 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）等を確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

必要に応じ、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、県に保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

また、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

キ 避難所運営訓練

自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、県等関係機関と共同し、自主防災組織や関係機関を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

ク 外国人に対する配慮

日本語の理解できない避難所の外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを県に要請する等手配し配慮する。

ケ 女性の視点等からの配慮

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

(ア) 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

(イ) 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

(ウ) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

(エ) 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干場の確保に努める。

(オ) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

(カ) 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

(キ) 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

4 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。

また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。
なお、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合についても、同様とする。

第2節 避難所外被災者の支援

避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるもののライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難となった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

福祉保健部は、自治会などとの連携のもと、車中泊を含む避難所外被災者の実態把握に努める。状況を調査し、指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、市は必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

要配慮者情報を持つ福祉保健部は、避難所外の要配慮者についても生活支援に努める。状況の悪化が確認される場合、早期に福祉避難所や医療機関に移送するよう努めるとともに、必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置するなど、適切な支援を行う。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

福祉保健部は、被災者のニーズを十分把握し、風水害の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市（福祉保健部）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊き出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものとする。

1 食料の供給責任体制

被災者及び応急対策従事者等に対する食料品の供給は、市が主体となり実施する。ただし、市による食料供給が困難な場合は、速やかに県の災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

(2) 市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。

その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請するものとする。

- ア 炊き出しの実施
- イ 主食の供給
- ウ 野菜・魚介類・副食品・調味料等のあっせん

3 政府所有米穀の緊急引渡し

市長は、手続「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

(1) 通常の手続による緊急引渡し等

市長は、県地区災害対策本部（北部振興局）を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施するものとする。

(2) 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長（以下「農政局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡するものとする。

4 災害救助法の規定による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、県に対し市から要請するものとする。

(1) 炊き出し、その他による食品の給与基準

- ア 給与を受ける被害者の範囲
 - (ア) 避難所に収容された者
 - (イ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
 - (ウ) 被災市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（ア）又は（イ）と同一の状態にある者
 - (エ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
 - (オ) 流通の途絶により食品が確保できない者
- イ 炊き出しその他による食品給与の方法

- (ア) 炊出しは、避難所内及びその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないとは、飲食店又は旅館等を使用する。
- (イ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること。（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）
- (ウ) 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- (エ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- (オ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費として1人1日あたり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情がない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

エ 費用の負担

被災者に対する炊出し、その他による食料品の供給に要する費用は、主食費、副食費及び燃料費としての1人1日あたりの費用は市長が定める。又、災害救助法の適用により、県から炊出し、その他による食品の給与を委任され、市がこれを行った場合の費用は県が負担する。

(2) 市の措置

ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を福祉保健部に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

イ 帳簿等の備え付け等

市長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実記録日計表

(イ) 炊出し、その他による食品給与用物品受払簿

(ウ) 炊出し給与状況

(エ) 炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

ウ 市が独自に行う食品の給与

市が行う独自の炊き出し、その他の食品の給与（災害救助法の適用がない場合）を実施する必要がある場合においては、前（1）に掲げる給与基準、方法に準じて行うものとする。ただし、これらの費用は、市の負担とする。

第4節 給水

災害発生による断水等のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制等

(1) 給水の責任体制

被災地住民に対する給水は、市が実施（災害救助法が適用された場合は、県の委任に基づき実施）するものとする。なお、市による給水が困難な場合は、県等に要請するものとする。

(2) 市による応急措置

ア 施設が破損したときは、破損箇所から有害物質等が混入しないように処置するとともに、とくに浸水地区等で不適水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水及び浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするように努める。

ウ 取水、導水及び浄水施設が破損し、給水不能または給水不足となった区域に対しては、全力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

2 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の衛生状況

(2) 給水の実施

上記(1)で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。

- ア 給水場所、給水方法、給水時間等について、告知端末等を用いて市民に広報する。
- イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編制するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア団体との連携を可能な限り図る。
- エ 災害救助法の適用がなく、市が独自に給水を行う場合は、災害救助法が適用された場合の給水に準じて給水を行うものとする。

3 給水の方法

(1) 飲料水

- ア 給水車（給水タンクを積載したダンプ）による給水
- イ ろ水器による給水
- ウ ペットボトル等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- ア 学校プールその他適当な場所への貯水
- イ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用され、県知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 飲料水の供給簿
- (3) 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定める。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

ア 被災者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施するために以下の措置をとる。

ア 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

経済部は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係対策部に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ 給与又は貸与

(ア) 備蓄物資による給与又は貸与

市が備蓄している物資により実施する。

(イ) (ア)以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

a 流通在庫による給与又は貸与

市があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、経済部が実施する。

b 県及び他市町村への応援要請

「第3部第2章第7節 応援要請」に準ずる。

ウ 給与又は貸与の体制(集積・輸送・交付)

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

(ア) 経済部

a 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

b 救助物資の配分及び輸送に関すること。

c 備蓄救助物資の放出と物資集積場(輸送計画による場所)までの輸送を行うこと。

d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

(イ) 真玉地域部・香々地地域部

a 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

b 救助物資の配分及び輸送に関すること。

c 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。

d 所管地区の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

ア 災害救助法が適用された場合、市は県の地区災害対策本部(北部振興局)と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

イ 県福祉保健部福祉保健企画課は、3(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

(イ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ウ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与又は貸与品目

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、女性用品、乳幼児用品等

(ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ウ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

エ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

(3) 帳簿等の整備

罹災者に対し、救援物資を給与又は貸与した場合には、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 物資購入（配分）計画表

イ 物資受払簿

ウ 物資購入及び支払証拠書類

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

(1)の災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて下表の数に達する場合であり、本市においては17世帯である。

市町村の人口	1.5万人未満	1.5万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上	備考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。
 - ア 保管場所
大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫
 - イ 対象者
(ア) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者
(イ) 避難所に避難した被災者
 - ウ 保管品名
毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、救急セット、ブルーシート
- (2) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3部第3章第5節救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健部は、次の情報の収集に努め、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第3部第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第3部第2章第13節参照）

2 医療救護活動の実施

福祉保健部は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 災害医療対策

福祉保健部は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、豊後高田市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 医療救護班等の派遣・調整

市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し、医療支援チームの編成・派遣を要請する。

(3) 医療救護班の調整

市は、県地区対策本部保健所班、豊後高田市医師会と連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は必要に応じ、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣について、県に要請する。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健部は、以下の情報を集約の上、広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人口呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定める。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施するものとする。ただし、市のみではこれを実施することが困難な場合には、県に協力を求めて実施するものとする。

2 保健衛生活動の実施方針

- (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は、県（災害対策本部福祉保健医療部、県地区災害対策本部保健所班等）と連携して以下の公衆衛生ニーズを把握し、関係機関へ連絡する等必要な対策をとる。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア 被災者及び災害業務に従事する職員等の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

3 保健衛生活動の実施

市は、県（保健所、災害時健康危機管理支援チーム等）と連携するとともに、被災者台帳を活用し以下の保健衛生活動を実施する。

- (1) 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- (2) 健康相談
被災地（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- (3) 栄養指導対策
避難所等を巡回し、栄養士とともに、食品取扱者や被災者に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- (4) 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- (5) 家庭訪問
被災地（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

市は、3項で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、衛生班を編成し、県（県地区災害対策本部保健所班、災害時健康危機管理支援チーム等）と協力し以下の防疫活動を実施する。

- (2) 保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒を市に指導し、市において実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

市は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、広報班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 県等への報告

収集した保健衛生活動情報を、県等必要な機関へ報告する。

6 市町村が実施する防疫及び清掃

市は、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

第8節 廃棄物処理

風水害等により、大量の災害廃棄物が発生した場合や処理施設に多大の被害を受け稼働不能な場合には、特に次の措置を講じ廃棄物処理に万全を期すものとする。

1 塵芥処理

市は、「豊後高田市災害廃棄物（ごみ）処理計画」により、ごみ処理体制の整備を図るものとする。具体的な処理については、「災害廃棄物処理マニュアル」によるものとする。

(1) 「豊後高田市災害廃棄物（ごみ）処理計画」の骨子

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみ及び災害廃棄物が排出されるため、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

(2) 災害廃棄物の種類

木くず（流木を含む。）、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿。

(3) 災害廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容

- ア 組織体制・指揮命令系統
- イ 情報収集・連絡
- ウ 協力・支援体制
- エ 災害廃棄物処理
- オ 市民等への啓発・広報

(4) 収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬作業にあたっては、あらかじめ防災関係機関等との連携の基に、効率的な収集ルートを検討する。ごみ収集運搬作業にあたっては、市所有の車両及び人員の不足する場合も予測されることから、災害時運搬手段の確保を図るものとする。

2 し尿処理

「豊後高田市災害廃棄物（し尿等）処理計画」を定め、浸水家屋及び避難所等のし尿等の収集運搬、また豊後高田市終末処理場又はクリーンセンターが稼働不能となった場合における処理及び体制の整備を図る。

(1) 「豊後高田市災害廃棄物（し尿等）処理計画」の骨子

災害時には、通常のし尿及び浄化槽汚泥に加え、浸水した家屋等のし尿等及び避難所における仮設トイレの収集運搬及び処理が必要になる。そのため、仮設トイレの必要数の把握、収集業者の協力体制の構築、また施設が稼働不能になった場合の対応を整備するものとする。

(2) 災害廃棄物（し尿等）の種類

し尿、浄化槽汚泥、その他

(3) 災害廃棄物（し尿等）処理基本計画の内容

ア 浸水家屋のし尿等収集運搬体制の整備

イ 仮設トイレの設置数の必要数の把握

ウ 仮設トイレの収集体制の整備

エ 浸水家屋の消毒作業体制の整備

(4) し尿等の収集体制の整備

災害時に浸水した家屋のし尿等の収集体制の整備、仮設トイレ、避難所のし尿収集体制の整備を図るものとする。

また、し尿等の収集運搬作業については、市内の許可業者による協力体制を構築するものとする。

3 へい獣処理

へい獣の処理は、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者によって、焼却等適当な方法で処理する。

4 障害物の除去

市は、災害のため道路等に排出された土砂、立木等の除去及び日常生活に欠かすことのできない場所に運び込まれた障害物の除去を行う。（災害救助法適用の際は県知事からの委任に基づき）障害物の除去の対象は、次の各号に該当する場合で市長が必要と認めるときとする。

ア 障害物のため、日常生活が営み得ないか、又は一時的に居住できない状態であること。

イ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができない者であること。

ウ 災害により住宅が半壊又は床上浸水の被害を受けた者であること。

5 広域処理の支援要請

災害廃棄物は一般廃棄物であり、一義的な処理主体は市であるが、廃棄物処理が長期にわたって困難となる場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理の支援要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び搜索

災害により、行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬について、的確に実施するため、消防、警察機関との連携のもと対策に万全を期するものとする。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬等については、県、警察機関、消防及びその他の防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者の捜索、救出活動は、消防本部・署及び消防団、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施するものとする。

イ 各部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動を市本部に報告するとともに、必要に応じて関係機関・業者・団体等の協力を要請するものとする。

ウ 市本部は、救急搬送の実態を踏まえ、大規模災害時に病院選定に支障をきたさないよう、関係各署と協議を行い救急搬送体制を構築するものとする。

エ 市本部は、所轄警察署と協議の上、あらかじめ指定した公共建物等に遺体取り扱い施設を選定しておき、災害時に関係機関と協力して運営にあたるものとする。

オ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努めるものとする。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、警察官、海上保安官と協議して旧真香浄化センター管理棟を候補地として安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努めるものとする。

(2) 遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付すものとする。

イ 医師等により、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行うものとする。

ウ 検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し、協力を求めるものとする。

(3) 遺体の安置（検視後）

ア 遺体は、旧真香浄化センター管理棟を安置所の候補地として設置するものとする。

イ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺するものとする。

ウ 納棺した遺体について死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付するものとする。

エ 環境部は、引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理の上、引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行するものとする。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬は市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、県に協力を求め、広域火葬を実施する。

(2) 環境部は、火葬場の稼働状況を把握し、適切・かつ速やかに埋・火葬が行えるよう火葬場へ搬送するものとする。

(3) 環境部は、被災時における速やかな埋・火葬を行うため、災害時火葬計画を策定し、安全かつ衛生的、また速やかな作業が行えるよう体制を整備する。

(4) 災害により死亡した者で住所、氏名が不明で、遺体の引取人がない場合には、災害救助法が適用される場合を除き、警察官、海上保安官と協議のうえ処理する。

5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

総務部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、警察本部及び県に報告する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

環境部は、埋葬に関する情報を集約し、総務部へ報告する。総務部は、県に報告をする。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、大分県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき福祉保健が救助法手続き総合窓口となり実施するものとする。

ア 遺体の搜索

(ア) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

(イ) 支出する費用

- a 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）
- b 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ウ) 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

(エ) 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の取扱い

ア 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ 遺体の処理内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 遺体の検案

ウ 支出する費用の限度

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ウ) 検案は、一般開業医等に依頼し、費用は市が別に定めた額の範囲内とする。

エ 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う範囲

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行うものとする。

ウ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 市が行う事項

消防部又は環境部は、県知事の委任に基づき遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 遺体の搜索状況記録簿

ウ 搜索機械器具燃料受払簿

エ 埋葬台帳

オ 遺体処理台帳

カ 遺体搜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類

10節 住宅の供給確保

災害により住家が滅失し、罹災者で自らの資力で住宅を確保することができない者に対する応急的な仮設住宅の建設、又は半焼、半壊の被害を受けた罹災者で自らの資力で応急修理をなし得ない者に対する応急修理の計画は、本節の定めるところによる。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

罹災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、第一順位としては市がこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

(1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。

(2) 次の各号に該当する場合における災害公営共住宅の建設

ア 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合

イ 本市の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

(1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅の建設

(2) 住宅が半壊若しくは半壊又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所への応急修理

(3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に、土石、竹材等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する、障害物の応急的な除去

(4) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

市が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅ニーズの把握

ア 土木部は、県と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。

イ 土木部は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(2) 災害救助法の規定による応急仮設住宅の供給及び確保

ア 建設型仮設住宅の設置

災害救助法が適用された場合は、市が設置箇所（公有地）の提供を行い、県が原則として設置者となる。

ただし、県から市に委託があった場合、下記により設置する。

(ア) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより建設型仮設住宅を建設する。

- a 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に
応じて設定し、建面積 29.7 m² (9坪) を目安とする。
- b 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 設置場所は事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、県保有地を含め
公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。
また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとし
る。
- d 設置方法は、請負工事又は直営工事（労務借上）、リースや買取などにより実施する。
- e 建設型仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、で
きる限り速やかに完了させるものとする。

(イ) 供与する世帯の受付及び供与基準

土木部は、建設型仮設住宅を供与する世帯の受付を行い県知事へ提出するものとする。ま
た、供与の対象となる世帯については次の a～c のいずれも該当する世帯とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流出した世帯
- b 居住する住家がない世帯
- c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない世帯

(ウ) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅
介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に
配慮する。
- b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くする
ため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- c 被災者に供給される部屋数をもって建設型仮設住宅の設置戸数とする。

イ 借上型仮設住宅

- a 借上型仮設住宅一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅に準じるもの
とする。
- b 借上型仮設住宅の借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介
手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なもの
として、地域の実情に応じた額とすること。
- c 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければ
ならない。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

土木部は、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の
確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、また入居者のコミュニティの場とな
る空間の提供を行い、その形成につなげるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする
生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から 2 か年以内とする。ただし、激甚災害指定を受けた場合はこの限り
ではない。

(5) 住宅の応急修理

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害により住家が被災し、自らの資力で応急修理を行うこ
とができない者の住宅の応急修理を以下により実施する。

(ア) 応急修理の基準

- a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に
欠くことができない最小限の部分とする。
- b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- c 応急修理は、災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。
- d 応急修理に要する 1 戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

- (イ) 応急修理を受ける世帯の受付
社会基盤対策部住宅確保対策班は、応急修理を受ける世帯の受付を行うものとする。
また、応急修理を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。
- a 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯
 - b 当面の日常生活が営み得ない世帯
 - c 自らの資力で応急修理ができない世帯
- (6) 住居又はその周辺の障害物の除去
土木部は、災害救助法が適用された場合、下記により応急的な除去について必要な措置を行うものとする。
- (ア) 障害物の除去の基準
- a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
 - b 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
 - c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
 - d 除去の実施は、災害の発生から10日以内に完了するものとする。
- (イ) 障害物の除去を受ける世帯の受付
土木部は、障害物の除去を受ける世帯の受付を行うものとする。また、障害物の除去を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。
- a 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
 - b 当面の日常生活が営み得ない世帯
 - c 自らの資力で障害物の除去ができない世帯
- (7) 障害物除去等に伴う市の措置
土木部は、災害救助法適用によって、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。県からの委託を受けた場合も同様とする。
- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (8) 災害公営住宅の建設
公営住宅法第8条及び激甚法第22条第1項による災害公営住宅の建設は、土木部が次により実施する。
- ア 建設戸数の基準
- (ア) 公営住宅法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数まで
- (イ) 激甚法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数まで
- イ 建設仕様等の基準
建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）等による。
- ウ 入居世帯の決定
災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから市長（本部長）が関係法令に基づき決定する。
- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
 - (イ) 居住する住家がない世帯又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
 - (ウ) 自らの資力で住宅を確保することができなかった世帯であること。
 - (エ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
 - (オ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

4 災害時応援協定の締結

仮設住宅（みなし仮設含む）の確保及び住宅の応急修理のため、プレハブ建築協会などと応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

5 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 文教対策

風水害等のため、教育施設及び設備が被災し、また避難施設として使用され、通常の学校教育を行えない場合に緊急に対応する措置は、次に定めるところ及び本計画により実施するものとする。

1 文教対策の実施責任体制

教育施設及び設備の応急措置は第一順位としては学校（園）長が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては文教対策部学校教育班がこれにあたるものとする。

また、市及び県は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

2 学校等が実施する応急措置

(1) 登下校の対策

災害が発生し、又は発生が予想される場合に学校（園）長は、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて休校措置をとるものとする。休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒等並びにその保護者に徹底するものとする。

帰宅させる場合は、注意事項を十分児童等に徹底するとともに、保護者等と密接な連携のうえ必要な対策を講じる。

(2) 被災状況等の連絡

学校（園）長は、災害による教育施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を迅速に調査把握し、適宜、教育委員会に連絡をする。

(3) 教室の確保

学校（園）長は、必要な教室等を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ウ 必要に応じて、学年や学級を合同にした授業等を実施する。

(4) 安全確保措置

児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとるものとする。

ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案し、学校等の管理下での避難を継続するか否かの判断を行う。

イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。

ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

(5) 保健衛生措置

児童生徒等の感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて、次の措置をとるものとする。なお、学校等での実施が困難な場合は、必要に応じて保健所等に協力を求める。

3 教育委員会が実施する応急措置（真玉地域部、福祉保健部）

(1) 教室の確保

- ア 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を確保する。
- イ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記措置をしがたい場合は、応急仮設校舎を建設するものとする。

(2) 教育職員の確保

教育職員に不足を生じた場合は、学校間における調整を行う。また、市内において不足を生じる場合は、県教育委員会に調整を要請するものとする。

(3) 応急的に行う授業の実施

- ア 災害発生状況により授業が不可能な場合は、取りあえず臨時休業の措置をとる。
- イ 正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- ウ 災害時の授業の実施にあたっては、児童生徒等の健康管理の徹底に努める。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。

その際の給与の規準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア 給与の規準

(ア) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して行う。

(イ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ウ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分	小学校	中学校
教科書及び教材	実費	実費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。	

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

文房具通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 学用品の給与状況
- (ウ) 学用品購入関係支払証拠書類
- (エ) 備蓄物資払出証拠書類

- (5) 転校・転園措置及び進路指導
 - ア 各学校等は、転校・転園を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。
 - イ 各学校等は、被災児童生徒等の進級、卒業（園）認定及び進学並びに就職に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。
- (6) 奨学補助措置
 - 奨学資金の貸与に関しては、市奨学資金条例にて特別措置を行う、また、（財）大分県奨学会に特別措置を要請する。

第12節 被害調査

1 被害状況の現地調査

災害時における被害状況の現地調査は、災害対策を行う上での基礎資料となるもので、迅速的確な対応が求められる。

調査は、災害の種別・規模等により関係機関の協力を得るなど対応は異なるが、各部は、災害発生後速やかに、おおむね次の区分により現地調査を行う。

- (1) 応急被害状況調査（住家被害認定調査を除く）（各部）
 - ア 死者
 - イ 行方不明者
 - ウ 負傷者
 - エ 建物被害の有無（被害状況の写真撮影）
 - オ 建物浸水被害の有無（浸水痕跡の写真撮影）
 - カ その他、災害対策本部の指示によるもの
- (2) 罹災証明書交付申請にともなう住家被害認定調査（機動部）
 - ア 住家被害状況（全壊、半壊、床上浸水など）
 - イ 住家居住状況、世帯生計状況

2 被災現場及び災害対策本部との連絡調整に関すること

各部は、現地での目視あるいは被害写真などにより自ら調査した状況を総務部に報告する。

3 罹災証明書の発行ほか（被災者台帳システムの活用）

熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、他市町村の相互支援・受援等の観点から県統一で導入される被災者台帳システムを活用し、機動部は、罹災証明書交付申請窓口を設置し、被災者からの交付申請に対し、「住家被害認定調査」の実施に基づき速やかに罹災証明書を発行するものとする。

4 市税等の減免に関すること

地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免について納税義務者に対して手続きを勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。

5 市税の徴収猶予に関すること

地方税法第15条に定める市税の徴収猶予については、納税義務者の申請に基づき被災状況を考慮のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第13節 社会秩序の維持

災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持に関する活動について定める。

1 社会秩序の維持に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察が市その他の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 社会秩序の維持のための活動

警察署は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、市民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、市民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

総務部は、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮するものとする。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会宇佐・高田支部、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告

(2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援

4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、ペット同行避難訓練の実施など、県と連携しながらペット対策の取組を推進するものとする。

第5章 社会基盤の応急対策

1 電気、ガス、通信、上下水道の応急対策

(1) 応急対策の基本方針

電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道部は、各々の災害時対応計画に従い、早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡体制の確立

ア 九州電力送配電株式会社中津配電事業所、(社)大分県LPガス協会豊後高田支部及び西日本電信電話株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。

イ 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合は、市のほか、警察機関、大分海上保安部に迅速に通報する。

(3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

(4) 応急対策にあたっての支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項については各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総務部に連絡する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

エ 告知端末、屋外拡声器、ケーブルテレビ等による停電、復旧状況の広報

2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

(1) 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡系統

「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

(3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

(4) 応急対策にあたっての支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総務部に連絡する。

第4部 災害復旧・復興

- 第1章 公共土木施設の災害復旧
- 第2章 災害義援金の受入れ及び配分
- 第3章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第4章 財源確保の対策
- 第5章 激甚災害の指定

第1章 公共土木施設の災害復旧

被災公共土木施設等の災害復旧の促進並びにこれらの施設の再度の災害発生防止等に関する施設の新設、又は改良事業は、この章の定めるところによって実施する。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、県と連携のうえ国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

- 市は、災害時、市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間での完全復旧に努める。

第2章 災害義援金の受入れ及び配分

義援金の受入れ及び配分については、福祉保健部が行うものとする。

1 業務の体系（福祉保健部）

義援金の受入れの準備 → 義援金受入れの周知 → 義援金の受入れ → 義援金の保管
→ 義援金の配分

2 業務の内容

(1) 義援金受入れの準備

- ア ゆうちょ銀行、大分銀行等、必要と思われる金融機関に義援金の受入れ口座を開設する。
- イ 各金融機関ごとに無料送金の取扱に関する申込を行う。
- ウ 窓口での受付手順を確認する。

(2) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ア 振込金融機関口座
- イ 受付窓口
- ウ 受付期間

(3) 義援金の受入れ

- ア 会計課内に受付窓口を開設し、受け付ける。
- イ 義援金受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者には受領書を発行する。

(4) 義援金の保管

義援金は、市会計管理者所管の歳入歳出外現金として管理する。

(5) 義援金配分

- ア 市は、寄託された義援金について義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。
- イ 義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定する。
- ウ 市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

(6) 義援金配分委員会

ア 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- ・豊後高田市
- ・豊後高田市議会
- ・豊後高田市自治委員会連合会
- ・豊後高田市社会福祉協議会
- ・その他関係機関

イ 配分委員会の組織

(ア) 委員の任命

市長は、委員会構成機関の構成員、職員の中から委員を任命する。

(イ) 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

(ウ) 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(エ) 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招

集を求めることができる。

(オ) 配分資料の整備、保管

会長は義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(7) その他

ア 市は、義援金の受付状況を定期的に報道機関等を通じて公表するとともに、配分結果についてもすみやかに公表する。

イ 市は、義援金の受入れ及び配分に関する受付簿ならびに配分の基礎となった資料を整備、保管しなければならない。

第3章 被災者支援に関する各種制度の概要

- 第1節 生活面の支援
- 第2節 事業者への支援

第1節 生活面の支援

1 災害救助法の適用

支援の種類	給付
支援の適用	災害救助法施行令第1条に該当する被害が発生した市町村
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所、応急仮設住宅の供与 ② 食品、飲料水の供給 ③ 被服、寝具等の給与 ④ 医療、助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
経費負担	国 1/2 以上、県 1/2 以下（災害の規模により異なる）
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

2 被災者生活再建支援法の適用

支援の種類	給付
支援の適用	<p>以下のいずれかに該当する自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅「全壊」が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅「全壊」被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金 ② 住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金
申請窓口	各市町村
問合せ先	大分県防災局防災対策企画課 防災企画班 TE 097-506-3067

3 大分県災害被災者住宅再建支援制度

支援の種類	給付
支援の適用	県内で、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）により、住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した全ての世帯
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金 ② 住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金
申請窓口	各市町村
経費負担	県 1/2、市町村 1/2

留意事項	被災者生活再建支援法による支援を受ける者は支給対象にしない。 ただし、被災者生活再建支援法適用市町村内で中規模半壊の被害を受けた世帯は支給対象とする。
問合せ先	大分県防災局防災対策企画課 防災企画班 TE 097-506-3067

4 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給する ・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	災害により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母） 上記いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
対象災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
経費負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

5 大分県災害弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給する ・生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ・その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	災害により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母） 上記いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
経費負担	県 1/2、市町村 1/2
留意事項	国の制度（災害弔慰金の支給等に関する法律）による支給を受ける者は対象としない
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

6 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

支援の種類	貸付
支援の内容	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費 ・台風、火災、地震等によって災害を受けたことによる復旧に要する経費 ・最小限の家財道具の購入 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧
対象者	①低所得者世帯（市町村民税非課税又は均等割課税程度） ②障がい者世帯 ③高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯）
申込窓口	市町村社会福祉協議会
経費負担	国 1/2、県 1/2
留意事項	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620

7 生活福祉資金（住宅の増改築、補修等）

支援の種類	貸付
支援の内容	住宅の補修、保全等のために必要な経費
対象者	①低所得者世帯（市町村民税非課税又は均等割課税程度） ②障がい者世帯 ③高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯）
申込窓口	市町村社会福祉協議会
経費負担	国 1/2、県 1/2
留意事項	総工事費の 1/6 以上の自己資金の確保が必要
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2620

8 大分県災害救助費補助金

支援の内容	災害救助法の応急仮設住宅（借上型仮設住宅）の供与に準じた支援 全壊は2年間以内、半壊、床上浸水は原則3ヵ月以内（最長6ヵ月以内）
支援の適用	小災害に対する救助内規を適用した市町村
対象者	全壊及び半壊、床上浸水の住家被害を受けた被災者
経費負担	県 1/2、市町村 1/2
留意事項	総工事費の 1/6 以上の自己資金の確保が必要
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

9 災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	災害による負傷等により重度の障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者の重度の障がい：250万円を超えない範囲内 ・その他の者の重度の障がい：125万円を超えない範囲内
対象者	災害により以下のような重度の障がいを受けた方 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部機器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
経費負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

10 大分県災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	災害による負傷等により重度の障害を受けた方に対して、災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者の重度の障がい：125万円を超えない範囲内 ・その他の者の重度の障がい：62.5万円を超えない範囲内
対象者	災害により以下のような重度の障がいを受けた方

	①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部機器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
経費負担	県 1/2、市町村 1/2
留意事項	国の制度による支給を受ける者は対象としない
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

11 災害援護資金

支援の種類	貸付
支援の内容	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法適用の災害等により被災した世帯主に対し、生活の立て直しに資する資金を貸し付ける。
対象者	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ※所得制限がある ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出
経費負担	国 2/3、県 1/3 ※国、県からの財源は無利子貸付
問合せ先	大分県福祉保健企画課 地域福祉班 TEL 097-506-2621

12 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	教育支援
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、経済的に就学困難となった児童生徒の保護者で、かつ、市町村又は都道府県が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす者。
経費負担	東日本大震災：国 10/10、その他大規模災害：国 2/3、市町村 1/3
問合せ先	大分県教育庁教育財務課 学校運営支援班 TEL 097-506-5454

13 特別支援学級への就学奨励

支援の種類	教育支援
支援の内容	被災により、特別支援学級等への就学支援が必要となった児童、生徒の保護者を対象に通学費、学用品等購入費等を援助する。
対象者	被災により、特別支援教育就学奨励事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
経費負担	東日本大震災：国 10/10、その他大規模災害：国 2/3、市町村 1/3
問合せ先	大分県教育庁教育財務課 学校運営支援班 TEL 097-506-5454

14 私立高等学校等就学支援事業

支援の種類	教育支援
支援の内容	保護者が天災その他不慮の災害等により家計困難となった私立高校の生徒を対象に、授業料負担の軽減を図る。

対象者	生徒の保護者が天災その他不慮の災害等により家計困難となり、当該年度の世帯年収が約590万円未満の経済状況にある生徒。
経費負担	国 10/10
問合せ先	大分県私学振興・青少年課 私学振興班 TEL 097-506-3077

15 感染症予防対策事業

支援の種類	負担金
支援の内容	県が市町村に感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒を指示した場合は、消毒経費について助成する。
経費負担	通常：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 激甚災害：国 2/3、県 1/3
問合せ先	大分県感染症対策課 予防・検査班 TEL 097-506-2669

第2節 事業者への支援

1 特定災害対策緊急資金

支援の種類	貸付
支援の内容	知事が指定する災害において、運転資金等の低利融資に対応するため、市町村長の被災証明を受けた被災農林漁業者等に対して県及び市町村で利子補給を行う。 ①農業近代化資金 ②漁業近代化資金 ③農林漁業施設資金 ④農林漁業セーフティネット資金
問合せ先	大分県団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3611

2 天災資金

支援の種類	貸付
支援の内容	天災融資法に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、その再生産に必要な低利の経営資金等を融通することにより、その経営の安定を図る
問合せ先	大分県団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3611

3 農業者への再建支援

支援の種類	相談体制、金融支援など
支援の内容	①事業継続を支援するための相談窓口を各振興局に設置 ②県が指定した災害に係る農業信用基金協会、漁業信用基金協会保証料を免除・軽減
問合せ先	大分県団体指導・金融課 管理・金融班 TEL 097-506-3611

4 地域活力づくり総合補助金（地域活力づくり地域創生事業）

支援の種類	補助金
支援の内容	地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取組を支援
問合せ先	大分県おおいた創生推進課 地域活力創生班 TEL 097-506-2125

5 災害時小規模事業者持続化支援事業

支援の種類	補助金
支援の内容	台風や豪雨等による大規模災害で被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため、復旧に要する経費に対し助成する

対象者	①災害救助法適用市町村に所在する小規模事業者（事前適用を除く） ②災害救助法適用基準（住家滅失世帯）の1/2以上となる市町村に所在する小規模事業者
問合せ先	大分県商工観光労働企画課 商工団体班 TEL 097-506-3218

第4章 財源確保の対策

1 財政需要見込額の算定

風水害による大規模な被害が生じた場合は、復旧・復興対策を速やかに実施するため発災後できるだけ早期に正確な被災状況を把握し、必要な財政需要の見込額を算定する。

2 予算執行方針の決定

復旧・復興対策は、通常の予算執行に優先して実施することを基本とし、緊急に取り組むべき対策と執行を凍結すべき事業を分類し、被災後速やかに予算執行方針を定める。

3 復旧・復興財源の確保

被災後の復旧・復興対策を実施するための事業費は大規模になることが想定され、災害の影響による税収の減少や財政需要の増大により長期にわたる財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を円滑に実施していくため、各課の財政需要見込額を把握し必要な財源の確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国、県への支援策の要請

復旧・復興対策のための財政需要に対する関係法令による支援策について、国、県に対して最大限の支援要請を行うほか、市が独自で取り組むべき対策についても特別の財政支援を要請する。

(2) 地方債の発行

大規模な復旧・復興に要する費用を賄うためには市の一般財源だけでは対応できないため地方債の発行及びその償還に対する財政上の特例措置について、県を通じて国に要望する。

(3) 基金の活用による財源の確保

復旧・復興対策を実施するための財源が不足する場合には、市の保有する基金について、その設置目的を超えた活用が可能となるよう必要な措置を講ずる。

4 予算の編成及び執行

発災後、迅速な復旧・復興対策を実施するため、速やかに補正予算を編成する。

なお、復旧・復興対策が進展する中で必要な予算措置の見直しを適宜行う。

予算の執行に当たっては本節の予算執行方針に則り、円滑な復旧・復興を図ることを最優先とし、可能な限り柔軟な執行を行う。

第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

1 激甚災害指定の手続

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係部局に必要な調査を行わせる。

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。

2 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。